



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

高等教育・質保証システムの概要

英 国

第3版 (2020)

Overview of the Higher Education and Quality Assurance Systems
United Kingdom - Third Edition

英国の高等教育・質保証システムの概要(第3版)

2020年3月

第1版 刊行 2010年3月

第2版 刊行 2015年2月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

はじめに

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、国際質保証連携事業として、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組を行っています。

高等教育及び質保証の制度は、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語等の多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、多様性を尊重しながら国際的な学生等の流動性や高等教育のグローバル化を促進していくには、まずはその基盤となる高等教育制度や質保証制度について、「相互理解」を深めることが不可欠です。

また、アジア太平洋地域では、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的とした、ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称: 東京規約)が2018年2月に発効しました。日本を含む規約の締約国は、自国の高等教育制度や資格の情報、当該国で認定された高等教育機関の一覧等を他の締約国(外国)に向けて発信し、国境を越えた学生等の移動に伴い、彼らの学位等の資格が受入国で円滑に承認されるよう情報提供することが求められています。機構は、日本公式の国内情報センター(NIC: national information center)である「高等教育資格承認情報センター」を2019年9月に機構内に設置し、専用のウェブサイトから日本及び諸外国の高等教育情報の発信を行っています。(https://www.nicjp.niad.ac.jp/)

このような状況を踏まえ、このたび機構は英国の公的な各種情報・資料を基に「**英国の高等教育・質保証システムの概要(第3版)**」を作成しました。英国はイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地域で独自の教育制度・質保証制度を有しています。教育制度に関しては、英国の高等教育資格や高等教育への接続に関する情報等、高等教育資格の円滑な承認に資する情報を重点的にまとめました。質保証制度に関しては、イングランドで2018年に高等教育機関の規制を担う学生局(OfS: Office for Students)が新設され、外部質保証制度に大きな変革が生じています。本資料ではイングランドを中心にそうした最新の質保証動向を反映した情報を掲載しています。

なお、本資料は、日本及び諸外国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国内外に発信するためのツールである「インフォメーション・パッケージ」を構成する資料の一つです。パッケージには英国のほか、日本、米国、フランス、ドイツ、オランダ、オーストラリア、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、台湾、香港、スリランカ、ネパールの高等教育・質保証システムに関する概要を収載しており、機構の国際連携ウェブサイトでご覧いただけます。

(https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/)

本編の作成に当たり、多くの方々、特に筑波大学大学研究センターの田中正弘准教授には貴重なご助言・ご支援をいただきました。また、当機構の覚書締結機関である英国高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education)ならびに英国のナショナル・インフォメーション・センター(NIC)であるUK NARIC には多岐にわたる情報提供のご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

2020年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

第1章 英国の基本情報	3
第2章 教育制度の概要	4
1. 教育制度の全体像	4
1-1. 学校教育制度系統図(イングランド、スコットランド)	4
1-2. 資格枠組	6
2. 中等教育制度の概要	7
2-1. 概要	7
2-2. 中等教育で得られる資格	8
3. 高等教育制度の概要	9
3-1. 高等教育機関の概要	9
3-1-1. 高等教育機関の種類	9
3-1-2. 学位授与権	9
3-1-3. 「大学」等の名称使用権	11
3-1-4. 高等教育機関数	12
3-1-5. 高等教育機関一覧	12
3-1-6. 海外に置く英国高等教育機関の状況	13
3-2. 高等教育機関への入学	14
3-2-1. 入学資格	14
3-2-2. 入学者選抜	17
3-3. 高等教育資格	18
3-3-1. 代表的な高等教育修了資格	18
3-3-2. 単位制度	21
3-3-3. 成績評価	22
3-3-4. ディプロマ・サプリメント	23
3-4. 高等教育の国際的展開の状況	23
3-5. 高等教育関係機関	23
《参考文献：第2章》	25
第3章 質保証制度の概要	28
1. 英国の高等教育質保証制度の概略	28
1-1. 設置認可制度	31
1-2. 内部質保証	34
1-3. 外部質保証	35
1-3-1. 質・基準レビュー	35
1-3-2. 教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)	37
1-4. その他の評価	39
1-4-1. 国境を越えた教育(TNE)のレビュー	39
1-4-2. 研究評価	40
1-4-3. 職能団体等による専門職教育ア krediteーション	41
2. 質保証機関の概要：高等教育質保証機構(QAA)	42
《参考文献：第3章》	43

第1章 英国の基本情報¹

.....

国名	英国(グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国)
首都	ロンドン
公用語	英語
人口 ²	66,435,600人(2018年)
学校教育制度 ³	英国の教育は主に初等教育(義務)、中等教育(義務+義務教育後)、高等教育の3段階で構成され、各段階の修学年数は以下のとおり。 イングランド : 6・7(5+2)・3制 ウェールズ : 6・7(5+2)・3制 スコットランド : 7・6(4+2)・4制 北アイルランド : 7・7(5+2)・3制
義務教育期間 ⁴	イングランド : 5歳~18歳 (ただし16歳からはパートタイム教育または職業訓練も可) ウェールズ : 5歳~16歳 スコットランド : 5歳~16歳 北アイルランド : 4歳~16歳
学年暦 ⁵	9月から翌年7月まで
教育所管官庁	イングランド : 教育省(Department for Education) ウェールズ : ウェールズ政府(Welsh Government) スコットランド : スコットランド政府(Scottish Government) 北アイルランド : [高等教育・継続教育] 北アイルランド経済省(Department for the Economy) [初等・中等教育] 北アイルランド教育省(Department of Education)
質保証制度(イングランド)	学生局(Office for Students : OfS)が、高等教育・研究法に基づきイングランドの高等教育機関の規制・監督を行う。公的資金交付、学生ローンの受給、海外留学生の受入れ、学位授与権・大学名称使用権の付与を希望する高等教育機関は、機関種に関係なく、高等教育機関登録制度への登録が必須である。登録要件審査の一部は、英国高等教育質保証機構(QAA)がOfSの委託を受け、登録希望機関を対象に質・基準レビュー(Quality and Standards Review)を行う。同様に、登録要件の一部を他の評価制度が担う事例として、OfSによる教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)の評価が行われている。

¹ 本文中に出現する機関名等固有名詞の日本語表記は参考訳として付している。また、全編を通して、脚注に記載している URL はすべて2020年3月12日最終アクセスである。

² Office for National Statistics. *United Kingdom population mid-year estimate*.
<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/timeseries/ukpop/pop>

³ UK NARIC. <https://www.naric.org.uk/naric/> (※購読者向け(有料)のデータベース)

⁴ GOV.UK. *Schools admissions*. <https://www.gov.uk/schools-admissions/school-starting-age>

GOV.UK. *School leaving age*. <https://www.gov.uk/know-when-you-can-leave-school>

⁵ UK NARIC. <https://www.naric.org.uk/naric/> (※購読者向け(有料)のデータベース)

第2章 教育制度の概要

1. 教育制度の全体像

1-1. 学校教育制度系統図(イングランド、スコットランド)

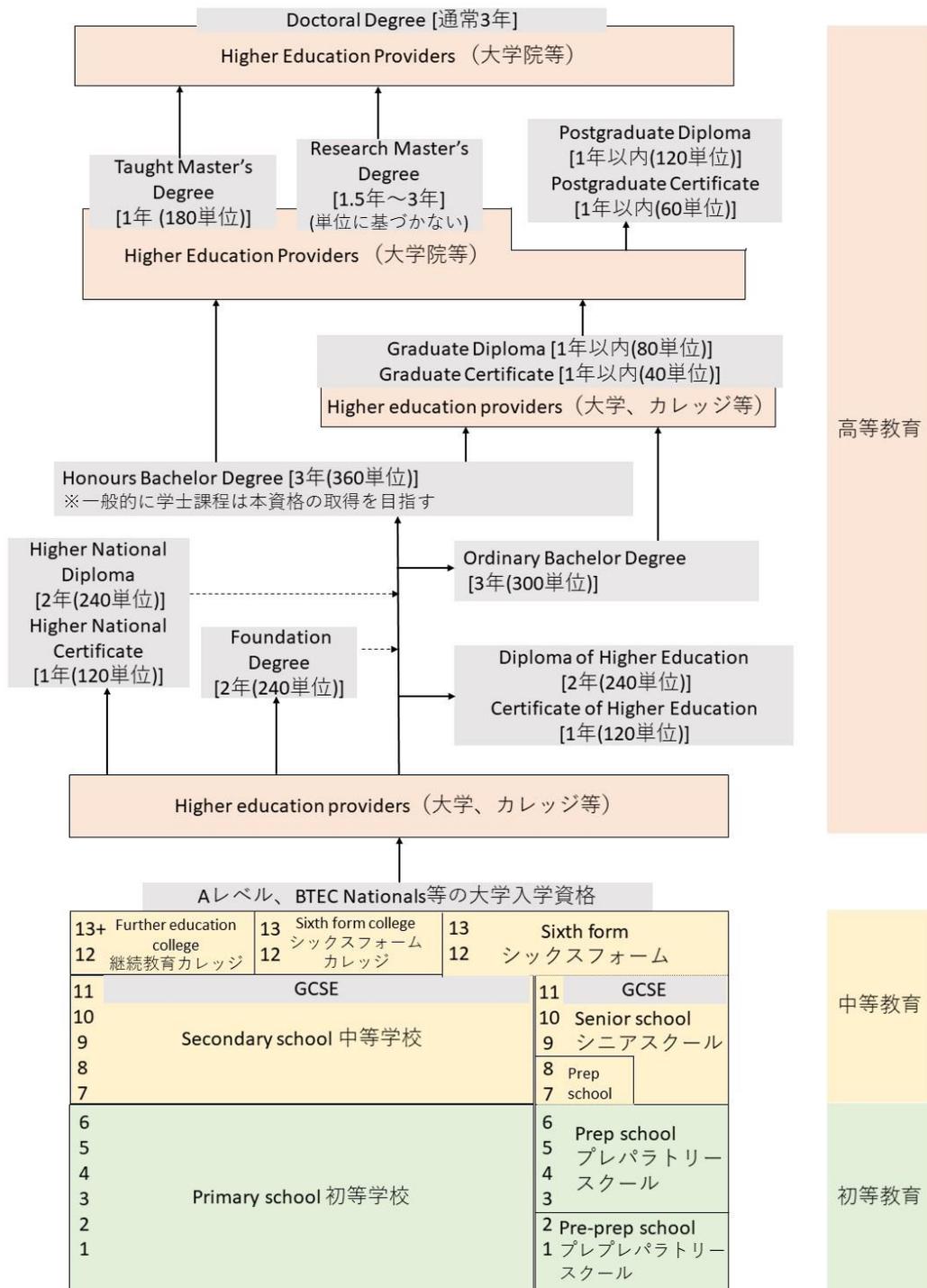


図1：イングランドの学校教育制度系統図

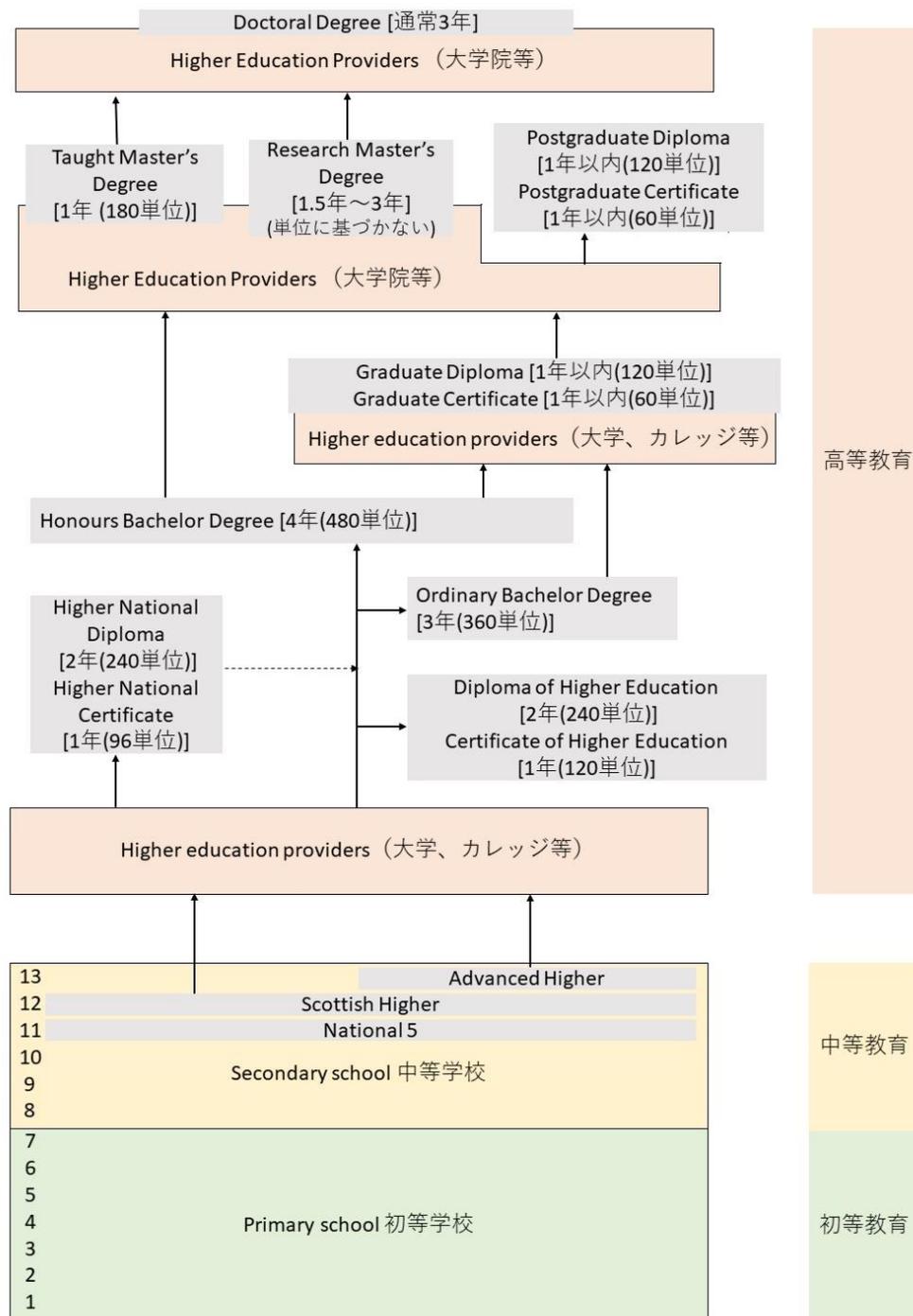


図2：スコットランドの学校教育制度系統図

<図1及び図2に関する注>

- 1) 灰色の四角囲みは資格の名称。なお、これらの資格以外に、イングランド及び北アイルランド規制資格枠組(RQF)やスコットランド単位・資格枠組(SCQF)が対象とする職業技術専門資格等も存在する。
- 2) 点線矢印は編入学可能な経路を示す。
- 3) 各資格に付記している年数と単位数は、フルタイム学生の標準的な修学年数と修了必要単位数である。
- 4) イングランドの学校教育制度は、ウェールズ、北アイルランドの制度と共通点が多い。
- 5) 詳細について、中等教育で得られる資格は p.8、大学入学資格は p.14、高等教育修了資格は p.18を参照。

1-2. 資格枠組

英国には高等教育資格を対象とする資格枠組として、スコットランド以外の地域を対象にした「イングランド・ウェールズ・北アイルランド高等教育資格枠組」(FHEQ)とスコットランドを対象にした「スコットランド高等教育資格枠組」(FQHEIS)の2種類がある(表1)。これらの資格枠組は、英国の高等教育資格のレベルを定め、レベルごとに、代表的な資格を有する者に期待される達成度を記述している。また、高等教育資格枠組とは別に、英国には職業教育や中等教育等に関する資格を対象にした資格枠組として、イングランド・北アイルランド規制資格枠組(RQF)、ウェールズ単位・資格枠組(CQFW)、スコットランド単位・資格枠組(SCQF)の3種類がある。

表2は、これらの資格枠組のレベルと欧州資格枠組(EQF)⁶のレベルの対応関係を示したものである。また表3は、高等教育資格枠組(FHEQ とスコットランドの2つの資格枠組)と欧州高等教育圏資格枠組(FQ-EHEA)の互換性を示したものである。例えば SCQF レベル 12 の職業教育の資格(Professional Development Award や Professional Apprenticeship)は FHEQ レベル8の博士の学位と同等のレベルと見なされる。

表1 英国の資格枠組一覧

資格枠組	対象となる資格	資格枠組の所管機関
イングランド・ウェールズ・北アイルランド高等教育資格枠組 Framework for Higher Education Qualifications in England, Wales and Northern Ireland (FHEQ)	イングランド、ウェールズ、北アイルランドの高等教育資格	QAA
スコットランド高等教育資格枠組 Framework for Qualifications of Higher Education Institutions in Scotland (FQHEIS)	スコットランドの高等教育資格。SCQF に内包されており、資格のレベルは SCQF を用いて表される。	Scottish Credit and Qualifications Framework Partnership
イングランド・北アイルランド規制資格枠組 Regulated Qualifications Framework for England and Northern Ireland (RQF)	イングランド、ウェールズ ⁷ 、北アイルランドの高等教育以外の資格(Aレベル、GCSE、職業技術専門資格等)	Ofqual : イングランド CCEA Regulation : 北アイルランド
ウェールズ単位・資格枠組 Credit and Qualifications Framework for Wales (CQFW)	ウェールズで14歳以上が取得できる資格	CQFW, Welsh Government
スコットランド単位・資格枠組 Scottish Credit and Qualifications Framework (SCQF)	スコットランドの中等教育から高等教育までの資格。職業教育の資格も含まれる。	Scottish Credit and Qualifications Framework Partnership

⁶ 欧州資格枠組(European Qualifications Framework : EQF)は各国の資格枠組間の比較を可能にすることによって、欧州内で資格の相互理解を促進し、学生、労働者等のモビリティを支援するための仕組み。資格を8段階(レベル1～レベル8)に分類し、当該資格取得に必要とされる知識(knowledge)、技能(skills)、責任と自律性(responsibility and autonomy)に関する学習成果を示す。なお、EQF では各レベルに対応する具体的な資格は明示されていない。

⁷ ウェールズでは CQFW と並行して RQF も使用されているが RQF にはウェールズ独自の資格が網羅されていないため、CQFW によって補完される。

表2 欧州資格枠組と英国の資格枠組の対応表⁸

EQF	FHEQ	RQF	CQFW	SCQF	各レベルに該当するの資格の代表例
8	8	8	8	12	博士(Doctoral Degree)
7	7	7	7	11	修士(Master's Degree)
6	6	6	6	10/9	学士(Honours Bachelor Degree 等)
5	5/4	5/4	5/4	8/7	DipHE、CertHE
4		3	3	6	Aレベル、Scottish Higher
3		2	2	5	GCSE(成績 4/C 以上)、National 5
2		1	1	4	GCSE(成績 3/D 以下)、National 4
1		E3	E3	3	Entry Level Certificates (sub level 1-3)、
		E2	E2	2	National 1-3
		E1	E1	1	

表3 英国内の資格枠組と欧州高等教育圏資格水準枠組(FQ-EHEA)⁹の互換性

各レベルの高等教育資格の代表例	FHEQ レベル	FQHEIS/SCQF レベル	対応する FQ-EHEA サイクル
博士(Doctoral Degree)	8	12	第3サイクル(修了時)資格
修士(Master's Degree)	7	11	第2サイクル(修了時)資格
Postgraduate Diploma			第2サイクル中間資格
Postgraduate Certificate			
優等学士(Honours Bachelor Degree)	6	10	第1サイクル(修了時)資格
普通学士(Ordinary Bachelor Degree)			第1サイクル中間資格
Graduate Diploma		9	
Graduate Certificate			
Foundation Degree	5	—	短期サイクル資格
Diploma of Higher Education(DipHE)			
Higher National Diploma(HND)			
Higher National Certificate(HNC)	4	7	短期サイクル中間資格
Certificate of Higher Education(CertHE)			

2. 中等教育制度の概要

2-1. 概要

英国の初等教育(Primary education)及び中等教育(Secondary education)は、地域により就学年齢及び修学期間が定められており、概ね5歳から始まる6～7年間の初等教育の後、6～7年間の中等教育を受ける。イングランドでは、5～11歳の6年間で初等教育、11～18歳の7年間で中等教育である。義務教育期間は、イングランド以外の地域は16歳までとなっており、16歳以降は大学進学や就職等のそれぞれの進路に必要な教育資格の取得を目指して任意で学習を継続することとなる。イングランドでは18歳まで義務教育となっているが、16～18歳の間は、正規課程で学習を継続するか、見習い制度

⁸ 表2及び表3は、以下の資料を一部編集して作成。表2内の数字は資格のレベルを示す。また表2には資格枠組の各レベルに該当する英国の資格の代表例を付記した。なお、表2の「E3」等の「E」は「Entry」を指す。

QAA, SCQF Partnership, CCEA Regulation, Ofqual, CQFW, Welsh Government & Quality and Qualifications Ireland (QQI). (2019). *Qualifications can Cross Boundaries*.

https://www.qaa.ac.uk/docs/qaas/news-and-events/qualifications-can-cross-boundaries-guide-to-comparing-qualifications-in-the-uk-and-ireland.pdf?sfvrsn=3715c981_4

⁹ 欧州高等教育圏資格水準枠組(Framework for Qualifications of the European Higher Education Area: FQ-FHEA)は、欧州高等教育圏内の各国の資格枠組や資格の比較を可能にする枠組として、2005年の欧州高等教育大臣会合にて採択された。3サイクル制(第1サイクル: 学士、第2サイクル: 修士、第3サイクル: 博士)で構成され、各サイクルの修了時点で修得される典型的な ECTS 単位数が示される。学士レベルに満たない、職業教育等の実践主体の教育プログラムは短期サイクルに分類される。

(Apprenticeship)等に進むか、あるいは非正規課程で教育を受けながら就労またはボランティア活動に従事するかを選択することとなっている。

2-2. 中等教育で得られる資格

通常、生徒は学校外の試験団体による試験を受験し、その結果により得られた資格(表4)を基に次の進路に進む。イングランドの場合、大学進学希望者は、まず通常16歳で GCSE(General Certificate of Secondary Education)を受験して当該資格を取得する。その後、中等教育の最終段階(通常18歳)で受験する GCE Aレベル(General Certificate of Education Advanced Level [通称: Aレベル])等の大学入学資格の取得を目指して、さらに2年間中等教育課程で学ぶ。16歳以降の中等教育課程は、シックスフォーム、継続教育カレッジ等の学校で行われる。

また英国では、ホームスクーリングが初等教育及び中等教育において正式に認められているため、自宅で学習することもできる。学校で学ぶ生徒同様、学校外部の試験団体による試験を受験するなどして、各教育機関の入学資格を取得すれば進学が可能である¹⁰。

表4 16歳で受験し取得できる代表的な資格

【実施地域】 E：イングランド W：ウェールズ S：スコットランド N：北アイルランド

資格名	実施地域	資格枠組レベル	試験実施・資格授与機関 ¹¹	概要(成績判定、資格取得要件等)
General Certificate of Secondary Education (GCSE)	E W N	RQF: 2または1 CQFW: 2または1	AQA, CCEA, Pearson (Edexcel), OCR, WJEC	<ul style="list-style-type: none"> 成績判定は科目ごとに行われ、成績の表し方はイングランドとそれ以外の地域で異なる¹²。 [E] 9~1(9が最高) [W, N] A*(Aスター)~G(A*が最高でAより上) 成績が9~4またはA*~Cの場合は資格枠組のレベル2、成績が3~1またはD~Gの場合はレベル1と位置付けられる。 これらの成績とともにGCSEが授与される。GCSEの授与不可の場合は「U」(unclassified)で表される。 一般に、RQFレベル2とされる9~4またはA*~Cの成績を得ることがRQFレベル3(GCE AS・Aレベル等のコース)への進学要件とされる。特に英語と数学については、4またはC以上の成績取得が大学入学のための一般的な前提条件となる。
National 5	S	SCQF:5	SQA	<ul style="list-style-type: none"> 成績判定は科目ごとに行われ、A~D(Aが最高)の成績とともにNational 5が授与される。授与不可の場合は「No Award」で表される。 一般にA~Cの成績によりSCQFレベル6のHigherのコースに進むことができる。また、大学の入学要件として、英語でA~Cの成績取得が求められることもある。

¹⁰ オックスフォード大学及びマンチェスター大学の入学要件を参考とした。
University of Oxford. *Does Oxford accept home schooled applicants?*
https://uni-of-oxford.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/546/~does-oxford-accept-home-schooled-applicants%3F
The University of Manchester. *UK entry requirements.*
<https://www.manchester.ac.uk/study/undergraduate/applications/entry-requirements/uk-entry-requirements/>

¹¹ AQA (Assessment and Qualifications Alliance), CCEA (Council for the Curriculum, Examinations and Assessment), OCR (Oxford, Cambridge and RSA Exams), WJEC (Welsh Joint Examinations Committee), SQA (Scottish Qualifications Authority)

¹² イングランドでも従来の成績の表し方はA*~Gであったが、2015年以降、9~1に順次切り替えられた。

3. 高等教育制度の概要

3-1. 高等教育機関の概要

3-1-1. 高等教育機関の種類

英国で高等教育を提供する機関は、一般に「高等教育プロバイダー」(Higher education provider)と呼ばれ、そのうち公的資金を受給する大学(university)等の高等教育提供機関が「高等教育機関」(Higher Education Institution)とされる(表5)。

(注) 本概要では、特記しない限り、「代替教育プロバイダー」及び「継続教育カレッジ」を含む「高等教育プロバイダー」を便宜的に「高等教育機関」と表現する。

表5 高等教育プロバイダーの種類

種類	定義
高等教育機関 (Higher Education Institution : HEI)	公的資金の交付対象となる高等教育提供機関。継続教育カレッジを除く。
代替教育プロバイダー (Alternative Provider : AP)	公的資金の交付対象とならない高等教育提供機関。継続教育カレッジを除く。
継続教育カレッジ (Further Education College : FEC)	1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)により法人格を付与、または設立され、義務教育を終えた学生を対象に継続教育と高等教育を提供する教育機関。公的資金の交付対象となることもある。

高等教育機関に分類される機関には、大学(university)、ユニバーシティー・カレッジ(university college)、王立教育機関(royal academy、royal college等)、カレッジ(college)、スクール(school)等の名称が付されている。また代替教育プロバイダーに分類される機関には、カレッジ、スクールの名称が目立つが、大学、ユニバーシティー・カレッジの名称を冠する機関も少数存在する¹³。

3-1-2. 学位授与権

英国の高等教育機関における学位(degree)授与の権限は法的に管理されている。古くは国王の設立勅許状(Royal Charter)により、また1992年継続・高等教育法等の制定後は枢密院(Privy Council : 国王の諮問機関)により、高等教育機関に学位授与権が付与されてきた。近年イングランドでは、2017年高等教育・研究法(Higher Education and Research Act 2017)に基づき、学生局(Office for Students : OfS)が学位授与権の管理を担うこととなった。

¹³ 高等教育統計機構(Higher Education Statistics Agency : HESA)の「Higher education providers」一覧には、代替教育プロバイダーのうち「大学」の名称を持つ機関として The University of Buckingham, BPP University 等6機関が掲載されている。
<https://www.hesa.ac.uk/support/providers>

学位授与権を有する高等教育機関は「Recognised body」と呼ばれ、3種類(表6)のいずれかの権限を有する。一方、学位授与権を有しないが、学位授与権を有する高等教育機関から承認された高等教育の課程¹⁴を提供し、当該承認機関の学位を授与する機関は「Listed body」と呼ばれる。

表6 英国の学位授与権の種類

学位授与権の名称	対応する学位	FHEQ レベル	SCQF レベル	備考
研究学位授与権 (Research degree awarding powers : RDAP)	博士 (Doctoral Degree)	8	12	RDAP を有する機関は博士、研究修士に限らずすべての学位を授与できる。
	研究修士 (Research Master's Degree)	7	11	
課程学位授与権 (Taught degree awarding powers : TDAP)	課程修士 (Taught Master's Degree)	7	11	FHEQ レベル7または SCQF レベル11までの学位を授与できる。 イングランドでは、本来の TDAP に加え、FHEQ レベル 6 の優等学士、普通学士までに授与権を限ることもできる。
	優等学士 (Honours Bachelor Degree)	6	10	
	普通学士 (Ordinary Bachelor Degree)	6	9	
ファウンデーション学位授与権 (Foundation degree awarding powers : FDAP)	ファウンデーション学位 (Foundation Degree)	5	—	イングランド、ウェールズ及び北アイルランドのみで授与できる ¹⁵ 。

■ 審査プロセス

学位授与権の申請先は、イングランドでは OfS、北アイルランド、スコットランド、ウェールズでは各地域の政府となる。申請要件を満たしていると判断された申請機関は、次に QAA によるアセスメントを受ける。QAA が指名した評価チームが訪問調査等を通じて申請機関を詳細に確認し、評価レポートをまとめる。そして学位授与権諮問委員会 (Advisory Committee on Degree Awarding Powers) が評価レポートを考察した結果を基に、QAA は当該機関が学位授与権の取得要件を満たしているかについて OfS または枢密院に助言を行う。

なお、イングランドでは、初めて学位授与権が付与された機関には、3年間の期限付きの権限が付与される。高等教育の提供歴が3年に満たない機関に付与される権限は「New DAPs」と呼ばれ、QAA による定期的なモニタリングが必要となる。高等教育の提供歴が3年以上となった際には再度審査を受け、承認されれば「Full DAPs」と呼ばれるさらに3年間の期限付きの権限が付与され、当該期間満了時に再度審査の上、承認されると無期限の学位授与権が付与される。

¹⁴ 英国では通常、学位課程は「programme」と表記されるが、「programme」の代わりに「course」(特に伝統的な学位課程ではないものも含む場合)等を用いる大学もある。したがって、本概要に出現する「課程」と「コース」は同じ意味である。

¹⁵ イングランド、ウェールズ及び北アイルランドでは2001年よりファウンデーション学位が継続教育カレッジにおいて授与されるようになったが、当時の継続教育カレッジには学位授与権の申請が求められていなかった。その後、イングランドでは2008年から、ウェールズでは2009年から、ファウンデーション学位課程を提供する継続教育カレッジはファウンデーション学位授与権の申請が必要となった。一方、北アイルランドの継続教育カレッジは引き続きファウンデーション学位授与権を申請する必要がない。なお、スコットランドではファウンデーション学位は授与されていない。

3-1-3. 「大学」等の名称使用权

英国では、学位授与権と同様に、「大学」(university)及び「ユニバーシティー・カレッジ」(university college)の名称が法的に管理されている。1998年教育・高等教育法(Teaching and Higher Education Act 1998)において、高等教育機関がその名称を使用する場合は、法律または設立勅許状により権限を付与されるか、枢密院から承認を得ることと規定された。近年イングランドでは、2017年高等教育・研究法に基づき、OfS が名称使用の承認権限を有することとなった。名称使用の承認要件は地域ごとに定められている(表7)が、全般的には、学位授与権の取得、一定数以上の学生数等が求められる。

表7 「大学」及び「ユニバーシティー・カレッジ」の主な承認要件(イングランド、スコットランド)¹⁶

イングランド
<p>【大学及びユニバーシティー・カレッジの共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> OfS の高等教育機関登録簿¹⁷に登録されていること。 同登録簿の登録継続要件をすべて満たしていること。 研究学位授与権(RDAP)または課程学位授与権(TDAP)を取得しており、その権限は期限付のものでないこと。 <p>【大学のみ課される要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該機関の全フルタイム学生数に占める高等教育課程のフルタイム学生数の割合が55%を超えており、高等教育課程のフルタイム学生数の最低50%が FHEQ レベル 6(優等学士、普通学士等)以上のコースを履修していること。
スコットランド
<p>【大学及びユニバーシティー・カレッジの共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の QAA による評価で好結果を得ていること。 課程学位授与権(TDAP)を取得していること(さらに研究学位授与権(RDAP)を取得していることが期待される)。 <p>【大学のみ課される要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等教育課程のフルタイム学生数が最低300人の分野が5つあること。 高等教育課程の全フルタイム学生が最低4,000人であること。 最低3,000人のフルタイム学生が学位取得コースを履修していること。 現在、研究学位課程に最低60名の学生が在籍するとともに、博士学位(または同等の学位)の授与数が30件以上であること

■ 審査プロセス

イングランドでは OfS が審査を実施し、特に申請された名称が適切か、「大学」の場合は必要な学生数を満たしているかを確認する。名称使用が承認された場合、申請機関は名称変更の手続きを行うこととなる。また、スコットランドでは枢密院が名称使用の承認可否を決定する。いずれの地域においても審査過程で QAA の助言を得ることとされている。

¹⁶ 北アイルランドについて、大学のみ課される要件はスコットランドと同様であるが、詳細な承認要件は不明。ウェールズについても、名称使用の申請時に個別にウェールズ政府に連絡することとされており、詳細な承認要件は不明。

QAA, *Applicants in Wales*.

<https://www.qaa.ac.uk/en/reviewing-higher-education/degree-awarding-powers-and-university-title/guidance-and-criteria/applicants-in-wales>

¹⁷ OfS の高等教育機関登録簿及び登録継続要件については、p.31を参照。

3-1-4. 高等教育機関数

英国全土の高等教育機関(国からの公的資金を受ける機関)は、2017/18年度の時点で163校あり、うち大学は143校を数える。高等教育機関の約8割がイングランドに所在する。また、継続教育カレッジは336校ある(表8)。

高等教育機関及び継続教育カレッジで学ぶ学生数は約251万人で、内訳は学部段階の学生が約194万人、大学院生が約57万人となっている(2017/18年度)。

表8 英国の高等教育機関数(2017/18年度)

	高等教育機関			継続教育 カレッジ
	計	大学	大学以外の機関	
イングランド	133	118	15	290
ウェールズ	8	8	0	13
スコットランド	18	15	3	27
北アイルランド	4	2	2	6
計	163	143	20	336

《表8の注記》

1. 本表は Department for Education. (2019). *Education and training statistics for the UK: 2019, Table 2.1 (i)* を基に作成。
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/847319/UKE_TS_2019_Tables.xlsx
2. 「高等教育機関」は、公的資金を受けており、HESA の一覧データに掲載されている機関数を計上。オープン・ユニバーシティも含む。また、ロンドン大学、ウェールズ大学の各大学は連合大学であり、構成するカレッジをそれぞれ計上。
3. 代替教育プロバイダーは含まない。

また、高等教育機関・継続教育カレッジ以外の高等教育プロバイダーである代替教育プロバイダーの機関数について、英国全土の正確な機関数は不明であるが、HESA の「Higher education providers」一覧には103校が掲載されている(2020年3月12日現在)¹⁸。これには、バッキンガム大学等の「University (大学)」を学校名に冠したプロバイダーも少数みられる。また、別の政府文書¹⁹ではイングランドだけで690校の代替教育プロバイダーがあることが紹介されている。

3-1-5. 高等教育機関一覧

英国の高等教育機関の一覧として、学位授与権等を有する機関一覧、公的資金の交付対象機関一覧等、各制度の中で整理されたものが複数存在する。

例えば、イングランドにおいて学位授与権を有し公的資金の交付対象である大学は、下記(1)①及び(2)①の両方に掲載されている。

¹⁸ HESA. *Higher education providers*. <https://www.hesa.ac.uk/support/providers>

¹⁹ Department for Education. (2017). *Higher Education and Research Act: detailed impact assessments*. https://www.legislation.gov.uk/ukia/2017/182/pdfs/ukia_20170182_en.pdf

(1) 学位授与権に関連した高等教育機関一覧

- ① 学位授与権を有する英国の高等教育機関(Recognised bodies)一覧

<https://www.gov.uk/check-a-university-is-officially-recognised/recognised-bodies>

(英国政府 GOV.UK ウェブサイト)

- ② 学位授与権を有しないが、Recognised body から承認された高等教育の課程を提供し、当該承認機関の学位を授与できる英国の高等教育機関(Listed bodies)一覧

<https://www.gov.uk/check-a-university-is-officially-recognised/listed-bodies>

(英国政府 GOV.UK ウェブサイト)

(2) 公的資金の交付対象等機関一覧

- ① OfS の高等教育機関登録制度に登録されたイングランドの高等教育機関一覧(The OfS Register)

<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/the-register/the-ofs-register/>

※公的資金の交付対象外の機関(代替教育プロバイダー等)であっても、学位授与権を持つ機関、「大学」の名称を使用している機関、または Tier4 学生ビザを使用した外国人留学生の受入れを行っている機関は、登録機関として本一覧に掲載されている。よって、本一覧の掲載機関数は394校(2020年2月20日現在)となっている。

- ② スコットランド財政カウンスル(SFC)から公的資金が交付されているスコットランドの高等教育機関一覧

<http://www.sfc.ac.uk/funding/universities-we-fund.aspx> (大学)

<http://www.sfc.ac.uk/funding/colleges-we-fund.aspx> (カレッジ)

- ③ ウェールズ高等教育財政カウンスル(HEFCW)から公的資金が交付されているウェールズの大学一覧

https://www.hefcw.ac.uk/about_he_in_wales/higher_education_institutions/he_institutions.aspx

- ④ 北アイルランド経済省ウェブサイトに掲載されている北アイルランドの高等教育機関一覧

<https://www.economy-ni.gov.uk/articles/higher-education-division>

3-1-6. 海外に置く英国高等教育機関の状況

英国の高等教育機関が英国外で提供する高等教育、いわゆる国境を越えた教育(TNE)は世界各地で展開されており、2017年度のその参加学生数(225か国・地域、計693,695人)は、英国国内で学ぶ外国人留学生数(458,490人)を上回る規模となっている。

地域別の参加学生数では、アジアで学ぶ学生が全体の半数近くを占める(表9)。参加する学位課程別では、学士課程が約80%、次いで大学院課程が約18%となっている。英国の139の高等教育機関が TNE の学生を有しており、学生数上位10%の機関²⁰だけで全体の71%の学生を占める。年度ごとの学生数は、近年約63~70万人の範囲で推移している。

²⁰ 上位10%に位置する14大学の合計の学生数(495,930人)に基づく。

HESA. *Table 21 - Aggregate offshore students by HE provider and level of study (Academic years 2014/15 to 2018/19)*.

<https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/table-21>

表9 英国高等教育機関による TNE プログラムの参加学生数割合(地域別、国別：2017年度)

地域別学生数の割合		国別学生数及び割合(上位5か国)		
アジア	49.5%	中国	10.9%	75,925人
アフリカ	21.5%	マレーシア	10.4%	72,480人
EU	11.5%	シンガポール	6.5%	44,805人
中東	9.4%	パキスタン	5.8%	40,210人
北アメリカ	4.4%	ナイジェリア	4.3%	29,865人
EU 圏外の欧州	2.8%			
オーストララシア ²¹	0.5%			
南アメリカ	0.4%			

QAAは英国の高等教育機関による TNE プログラムの質保証として、TNEレビューを実施している(p. 39参照)。また、QAA は、英国の大学が国内外の学位授与機関と共同で提供する教育の種類・特徴とその質保証の典型的な方法をまとめた「Characteristics Statement: Qualifications involving more than one degree-awarding body」(2020)を策定しており、教育の提供場所を問わず英国の教育基準・質の遵守が求められる英国の大学が、国際的な共同教育を提供する際に本書を参照することが推奨されている。【本書掲載先】 https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/qualifications-involving-more-than-one-degree-awarding-body.pdf?sfvrsn=4cc5ca81_10

3-2. 高等教育機関への入学

3-2-1. 入学資格

(1) 大学(学士課程)入学資格

英国では、大学やカレッジの入学要件に関する国内の統一的なルールはなく、志願者がコースを修了しうる技能と知識を有しているかを適切に判断するため、各高等教育機関がコース等ごとに独自に定めている。したがって、志願者は受験する各コースの入学要件を個別に確認することが必要となる。

また、英国では高等教育機関が独自の入学試験を実施することはさほど一般的ではなく、志願者が保有する資格、コースへの適性、インタビュー等に基づいて入学可否が判断されることが多い。ただしコースの分野によっては入学試験が課される場合もある²²。

学士課程への入学資格は多数存在するが、代表的な資格は表10のとおり挙げられる。最も一般的な学士課程入学資格として、イングランド、北アイルランド及びウェールズでは「General Certificate of Education Advanced Level」(通称: A レベル)、スコットランドでは「Scottish Higher」が知られている²³。また、「BTEC Nationals」等の職業教育資格や、主に19歳以上の成人を取得対象とした「Access to HE Diploma」等の資格も入学資格として受け入れられている。

²¹ オーストララシア(Australasia)とはオセアニアのうち、オーストラリア大陸、タスマニア、ニュージーランド、ニューギニア及び周辺の島嶼地域を指す。

²² 医学系のコースではBioMedical Admissions Test (BMAT)やUK Clinical Aptitude Test (UKCAT)、法学系のコースではNational Admissions Test for Law(LNAT)等の例がある。

²³ 2018年における正規の学士課程への18歳志願者のうち、GCE Aレベルのみ保有者の割合は59.8%を占め、次いでBTECのみ保有者(10.1%)、GCE AレベルとBTEC両方の資格保有者(7.9%)、SQAが授与するスコットランドの入学資格保有者(Scottish Higher等、6.3%)と続く。なお、SQAの授与資格はスコットランドの18歳志願者に限ると、その保有率は99.9%。UCAS. (2018). *End of Cycle Report 2018, Chapter 6 Qualifications*. <https://www.ucas.com/file/234571/download?token=4D2IgeNX>

海外からの留学生については、上記の資格以外に各国の高等教育入学資格も入学資格として考慮される²⁴。また、通常、英語能力の証明も入学要件として求められる。

大学・カレッジ入学サービス(Universities and Colleges Admissions Service : UCAS)では様々な資格やその成績を共通の得点システムで表した「UCAS Tariff」²⁵を提供している。例えば、Aレベルの成績「A*」には56 Tariffポイント、「A」には48 Tariffポイント、また International Baccalaureate(国際バカロレア)の成績「H7」には56 Tariffポイントというように各評語を点数化し、異なる資格の成績が比較可能であることを示している。英国の約3割の高等教育機関では、入学要件を示す際に Tariffポイントが活用されている。

表10 学士課程の入学要件として用いられる代表的な資格

【実施地域】 E : イングランド W : ウェールズ N : 北アイルランド S : スコットランド

資格名	実施地域	資格枠組レベル	資格授与機関	概要(資格取得要件等)
General Certificate of Education Advanced Level (通称: Aレベル)	E W N	RQF:3 CQFW:3	AQA, OCR, WJEC, CCEA, Pearson (Edexcel)	<ul style="list-style-type: none"> 通常、GCSE 取得から2年後(18歳)に受験。 授与された資格には最高の A*から E の成績が付される。 北アイルランド、ウェールズでは、成績の40%に ASレベルの成績を反映させる資格授与機関がある²⁶。 学士課程入学の一般的な最低要件は、3科目での GCSE 取得と2科目での Aレベル取得(計5科目)。さらに、多くのコースにて科目数要件(例: GCSE3科目と Aレベル3科目の計6科目)や成績要件(例: Aレベルの科目 X で成績 B 以上)等が求められる。
Scottish Higher (通称: Higher [ハイヤー])	S	SCQF:6	SQA	<ul style="list-style-type: none"> 通常、中等学校5年次(S5)[17歳]に受験。 授与された資格には最高の A から D の成績が付される。Pass または Fail で表される分野もある。 学士課程の一般的な入学要件として、ハイヤー4科目以上で一定以上の成績が求められるが、以下のような要件の区分がみられる。また、英語等の科目について National 5 の一定以上の成績を求める大学もみられる²⁷。 <ul style="list-style-type: none"> 「標準要件」(standard requirements)は、中等学校5年次終了時点で合格決定するために必要なハイヤー取得科目数とその成績を表すもの。 「最低要件」(minimum requirements)は、標準要件を満たせない場合に、5年次終了時点で取得しておくべき最低限の科目数・成績を表すもの。これと、6年次終了時点のハイヤー取得科目数・成績により合格が決定される。
Scottish Advanced Higher	S	SCQF:7	SQA	<ul style="list-style-type: none"> 通常、中等教育6年次(S6)[18歳]に受験。 医学や獣医学等の一部の分野のみで入学要件として利用されている。また、高等教育機関の裁量により学士課程2年次への進学が認められたり、1年次の一部の単位修得が免除されることがある。

²⁴ 日本の高等学校卒業者が英国の大学の学士課程に進学するには、通常、学士課程の入学前に約1年間の大学進学準備コースであるファウンデーションコースを修了することが必要となっている。

²⁵ UCAS. (2019). *UCAS Tariff tables: Tariff points for entry to higher education from 2020*.
https://www.ucas.com/file/259341/download?token=GXu_Pq-H

²⁶ 「ASレベル」は「General Certificate of Education Advanced Supplementary Level」の資格の通称。一般的に Aレベル取得のためのコースの1年目(17歳)に受験する。通常、AS レベルの科目のみで高等教育に進学することはできない。なお、イングランドでは Aレベルの成績に ASレベルの成績は反映されない。

²⁷ エジンバラ大学及びグラスゴー大学の入学要件を参考とした。
The University of Edinburgh. *Undergraduate study - 2021 Entry*.
<https://www.ed.ac.uk/studying/undergraduate/entry-requirements/scottish-qualifications/highers>
University of Glasgow. *Undergraduate study*.
<https://www.gla.ac.uk/undergraduate/entryrequirements/#/scottishhighers>

資格名	実施地域	資格枠組レベル	資格授与機関	概要(資格取得要件等)
International Baccalaureate (IB)	全域	RQF:3 CQFW:3	IBO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間のコースで、通常 Higher Level を 3～4科目、Standard Level を2～3科目受講する。2年目に受験。 ・ 授与された資格には最高の7から1の成績と、各科目を総合したスコアが付される。45点満点中24点以上が資格取得要件。 ・ 多くの大学が Higher Level 科目の成績及びスコアを入学要件として利用する。
BTEC Nationals	E W N	RQF:3 CQFW:3	Pearson (Edexcel)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「BTEC diplomas」は専門職人材を目指すための職業教育資格で、実技と理論を組み合わせた学習を行う。16の業界で2,000種類以上の資格がある。 ・ そのうち、資格枠組のレベル3に位置づけられる「BTEC Nationals」にも様々な種類の資格が用意されている。 (例) BTEC Level 3 Diploma: 720授業時間(Guided learning hours: GLH)で120単位を履修。Aレベル2科目分に相当。 BTEC Level 3 Extended Diploma: 1,080授業時間(GLH)で180単位を履修。Aレベル3科目分に相当。
Access to HE Diploma	E W N	CQFW:3	AVAs	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19歳以上の成人で大学入学資格を有していない者を対象とした大学進学準備課程の修了資格。1年間のコースで60単位を履修。 ・ RQF、FHEQ のいずれの資格枠組にも含まれていないが QAA により規制される資格として FHEQ のレベル3に相当。 ・ 資格を授与する団体は「Access Validating Agencies」(AVAs)として QAA の承認を受けている²⁸。
Scottish Wider Access Programme (SWAP)	S	SCQF:6	大学、カレッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な大学入学資格を有していない成人を対象とした大学進学準備課程の修了資格。1年間のコースで最低18ユニット(108単位)を履修。

■ 既習歴の認定

英国では、学生の多様な学習経験や職務経験を正式な学習として認定する仕組みがあり、「Accreditation of prior learning : APL」、「Accreditation of prior certified learning : APCL」、「Accreditation of prior experiential learning : APEL」等の種類がみられる。認定対象となるものには、正規課程における従前の学習、正規課程での途中段階の学習、職務経験、地域での活動等が含まれる。これらの既習歴が単位として認定されることで、学生にとっては関連科目の履修が免除され、通常の修学期間の短縮につながる事となる。

(2) 大学(学士課程)への編入学

英国において、ある教育課程を修了した者が、大学の教育課程の途中年次へ入学する、いわゆる編入学は、「top-up」という名称が付されたコースで実施されている場合がある。例えば、ファウンデーション学位(Foundation Degree)、高等全国ディプロマ(Higher National Diploma : HND)またはこれらと同等の資格を有する者が、同一または関連分野の学士課程の最終学年(3年次)に入学し、1年間の履修により学士の学位取得を目指すことができる。

²⁸ Access to Higher Education. *AVA profiles*.
<https://www.accesstohe.ac.uk/regulating-access/ava-profiles>

(3) 大学院入学資格

英国の修士課程への一般的な入学資格として、「Honours Bachelor Degree」(優等学士)の学位がある。一方、「Ordinary Bachelor Degree」(普通学士)の学位では修士課程に入学できない。また、学士の学位取得後に修士課程への進学準備のため、「Graduate Certificate」や「Graduate Diploma」を取得するといった経路もある。

博士課程への一般的な入学資格としては、「Taught Master's Degree」、「Research Master's Degree」、「Integrated Master's Degree」がある。各資格の資格枠組レベル、資格授与要件等の詳細は表11(p.18)を参照。

3-2-2. 入学者選抜

英国では、大学の学士課程への出願等の入学者選抜プロセスは、UCAS によるオンラインシステムで一括して管理される。また、大学院課程への出願方法は、UCAS のオンラインシステムを利用する場合、大学独自で出願を受け付ける場合、またそれらの併用等の例がみられる。

■ 学士課程入学プロセス

英国のフルタイムの学士コース(undergraduate courses)への入学志願者は、UCAS が提供する共通のオンラインシステムを通じて出願する。一度に5コースまで(医学、歯学、獣医学のコースについては4コースまで)出願することが可能である。

英国の大学における一般的な入学時期は9月または10月だが、9月/10月入学を希望する志願者の出願期日は、例年、入学年の1月15日まで(オックスフォード大学・ケンブリッジ大学、または医学、歯学、獣医学の大部分のコースについては入学前年の10月15日まで)である。

出願に必要な情報は、学歴、職歴等の志願者個人の詳細情報をはじめ、志望動機や将来計画についてまとめた身上書(personal statement)、出身学校の教員等からの推薦書等である。出願時に A レベル等の大学入学資格試験の結果が確定していない場合は、推薦者が志願者の見込みの成績を推薦書に記載する必要がある。

各教育機関は、出願情報に基づき選考を行い、必要に応じて面接を実施して合否を決定する。例年、イングランド・北アイルランド・ウェールズでは A レベル等の大学入学資格試験結果の発表前に、各機関から志願者に合否が通知される。そのため、この時点では条件付き合格(conditional offer)の扱いとなり、試験結果が入学要件を満たしたことが確認されれば、合格(unconditional offer)として入学許可が正式に下される。スコットランドでは通常、中等学校5年次(17歳)でハイヤーの資格を取得後に出願し、6年次(18歳)に合格(unconditional offer)の通知を受け取ることとなる。

不合格等により進学先が未定の志願者については、例年7月からクリアリング(Clearing)と呼ばれる UCAS のサービスを利用して、その時点で欠員のあるコースに直接申請し、進学先を探すことができる。

入学プロセス		(例)Aレベル試験
1月	UCAS オンラインシステムでの出願締切	
2月		
3月	合否通知発送	
4月		
5月	1月出願分の合否通知期限	Aレベル試験受験
6月	志願者は合格校の中から第2志望まで選択	
7月		
8月	進学先の確定	試験結果発表
9~10月	入学	

図3 学士課程入学関連スケジュール(イングランド・ウェールズ・北アイルランドの志願者の一般例)

3-3. 高等教育資格

3-3-1. 代表的な高等教育修了資格

表11 代表的な高等教育修了資格一覧

E：イングランド W：ウェールズ S：スコットランド N：北アイルランド

資格名	実施地域	資格枠組レベル	資格授与機関	概要及び資格取得要件 ²⁹	一般的な入学要件	資格取得後の進学経路例 ³⁰
Higher National Certificate (HNC)	全域	FHEQ:4 CQFW:4 SCQF:7	E, W, N: Pearson (Edexcel) S: SQA	1年間の職業教育の課程で、120単位(E, W, Nの場合)または96単位(Sの場合)の修得。	E, W, N: BTEC Level 3 Diploma、BTEC Level 3 Extended Diploma または Aレベル1科目+GCSE 3~4科目 S: Higher2科目等	E, W, N: HND 課程への進学または学士課程2年次への編入学 S: 学士課程2年次への編入学
Certificate of Higher Education (CertHE)	全域	FHEQ:4 CQFW:4 SCQF:7	大学、カレッジ	学士課程に入学したが2年次以降の学習を継続する意思がない学生が対象。学士課程1年相当の修了(120単位の修得)。	Aレベル、Higher等、受入機関が個別に設定	—
Foundation Degree	E W N	FHEQ:5 CQFW:5 SCQF:8	大学、カレッジ	学術と実務の両方の技能習得を目的とする。2年間の課程で、240単位の修得。	特定の GCSE 科目(通常、英語と数学で3以上の成績)、Aレベル1~2科目、または関連分野の BTEC Extended Diploma 等、入学要件は様々である。	学士課程3年次(1年間の top-up 課程)への編入学。なお、ファウンデーション学位の成績は優等学士の成績(格付け)には考慮されないことが多い。

²⁹ 本欄の年数はフルタイム学生としての修学年数を表す。また英国の各資格の取得要件は、高等教育機関が英国の単位制度を採用している場合、欧州単位互換制度(European Credit Transfer and Accumulation System: ECTS)を採用している場合、あるいは単位制度を採用していない場合で異なるため、詳細は個別の高等教育機関ごとに確認が必要である。表11には英国の単位制度を用いている場合の必要単位数を記載した。なお、必要修得単位の総数とともにレベルごとの修得単位数が設定されている場合がある。例えば、英国の単位制度を採用している場合、イングランドの優等学士学位の修了には一般的に360単位の取得が必要であり、そのうち90単位以上を FHEQ レベル6に位置する科目により修得しなければならない。

QAA. (2014). *The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies, Annex C.* <https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/qualifications-frameworks.pdf>

³⁰ 実際の進学経路は受入機関の要件により、記載の例と異なる場合がある。

資格名	実施地域	資格枠組レベル	資格授与機関	概要及び資格取得要件 ²⁹	一般的な入学要件	資格取得後の進学経路例 ³⁰
Higher National Diploma (HND)	全域	FHEQ:5 CQFW:5 SCQF:8	E, W, N: Pearson (Edexcel) S: SQA	2年間の職業教育の課程。追加で1年間の職場実習を行う場合もある。240単位の修得。	E, W, N: BTEC Level 3 Diploma、BTEC Level 3 Extended Diploma または Aレベル1科目+GCSE 3~4科目 S: Higher2科目等	学士課程2年次または3年次への編入学。関連する就労経験があれば、HNDで修士課程へ入学できる可能性もある。
Diploma of Higher Education (DipHE)	全域	FHEQ:5 SCQF:8	大学、カレッジ	学士課程に入学したが2年修了以降の学習を継続する意思がない学生が対象。学士課程2年相当の修了(240単位の修得)	Aレベル、Higher等、受入機関が個別に設定	—
Ordinary Bachelor Degree	全域	FHEQ:6 SCQF:9	大学、カレッジ	E, W, N: 3年間の課程で300単位の修得。優等学士学位の取得に必要な成績要件がわずかに足りなかった学生に授与される学位。優等学士と比べて授与割合は非常に小さい。 S: 3年間の課程で360単位の修得。 ※通常スコットランド以外の地域では、普通学士学位の取得を目的とするコースは用意されていない。 ※資格名は「Pass degree」または単に「Bachelor's degree」と表現される場合もある。	Aレベル、Higher等、受入機関が個別に設定	E, W, N: FHEQレベル7に位置する課程には進学不可。 S: 1年間の追加の履修により優等学士学位の取得が可能な場合がある。
Honours Bachelor Degree/Bachelor's Degree with Honours	全域	FHEQ:6 CQFW:6 SCQF:10	大学、カレッジ	E, N, W: 3年間の課程で360単位の修得。ただし、学外実務研修があるサンドイッチプログラムは4年間。医学、歯学、獣医学、建築学のプログラムは5~6年間。 S: 4年間の課程で480単位の修得。	Aレベル、Higher等、受入機関が個別に設定	一般的な修士課程入学資格。ただし入学には通常、優等学士学位の成績分類で2:1 (Upper Second)以上の成績 ³¹ が必要。
Graduate Certificate	全域	FHEQ:6 SCQF:9-10	大学、カレッジ	1年以内の課程。学士の専攻以外の分野(特に法学)の学修を希望する学生向け。海外留学生の修士進学準備課程としても履修される。 E, N: 40単位の修得。 W, S: 60単位の修得。	普通学士学位、優等学士学位、FHEQレベル5の資格+関連する就労経験	修士課程への入学

³¹ 優等学士学位は在学中の成績に基づき、4段階の成績(格付け)に分類される。詳細は p.22参照。

資格名	実施地域	資格枠組レベル	資格授与機関	概要及び資格取得要件 ²⁹	一般的な入学要件	資格取得後の進学経路例 ³⁰
Graduate Diploma	全域	FHEQ:6 SCQF:9-10	大学、カレッジ	1年以内の課程。学士の専攻以外の分野(特に法学)の学修を希望する学生向け。海外留学生の修士進学準備課程としても履修される。 E, N: 80単位の修得。 S, W: 120単位の修得。	普通学士学位、優等学士学位、FHEQレベル5の資格+関連する就労経験	修士課程への入学
Taught Master's Degree	全域	FHEQ:7 CQFW:7 SCQF:11	大学、カレッジ	授業履修主体の1年間の課程で、180単位の修得。	優等学士学位(ただし成績が2:1[Upper Second]以上であること)	博士課程への入学
Master's by Research (Research Master's Degree)	全域	FHEQ:7 CQFW:7 SCQF:11	大学、カレッジ	研究主体の課程。通常は1.5年間で、最長で3年間。通常、修了に必要な単位数は設定されない(ただし、Wの場合は180単位の修得が必要)。	優等学士学位(ただし成績が2:1[Upper Second]以上であること)	博士課程への入学
Integrated Master's Degree	全域	FHEQ:7 CQFW:7 SCQF:11	大学、カレッジ	学士課程と修士課程を統合した4年間の課程で、480単位の修得(Sの場合、5年間の課程で600単位の修得)。	Aレベル、Higher等、受入機関が個別に設定	博士課程への入学
Postgraduate Certificate	全域	FHEQ:7 SCQF:11	大学、カレッジ	修士課程(180単位)の1/3である60単位の修得。当該資格の取得を目指すコースで取得する場合と、修士課程を中退して取得する場合がある。	優等学士学位	修士課程への入学(関連分野の単位を取得した場合等)
Postgraduate Diploma	全域	FHEQ:7 SCQF:11	大学、カレッジ	修士課程(180単位)の2/3である120単位の修得。当該資格の取得を目指すコースで取得する場合と、修士課程を中退して取得する場合がある。	優等学士学位	修士課程への入学(関連分野の単位を取得した場合等)
Doctoral Degree	全域	FHEQ:8 CQFW:8 SCQF:12	大学、カレッジ	3年間の課程で、一部の分野を除き、通常、修了に必要な単位数は設定されない。	修士学位	-

■ 「見習い」(Apprenticeship)制度

英国では企業と大学・カレッジの協力の下、16歳以上の学生を対象に、就労と学業を組み合わせた、いわゆる「見習い」(Apprenticeship)制度が幅広い分野で導入されている。学生は就労経験を積みながら、通学やオンラインで学習し、特定の職業に必要なスキルや知識を習得する。学生は就労によって賃金を得られるうえに、授業料は無償(政府と企業による負担)となっている。種類は地域によって異なり、例えばイングランドでは、GCSE5科目合格相当とされる「Intermediate apprenticeship」、Aレベル2科目合格相当とされる「Advanced apprenticeship」、HND やファウンデーション学位といった資格取得を目指すことが可能な「Higher apprenticeship」、学位取得を目指す「Degree apprenticeship」の4種類がある。「Degree apprenticeship」では、就労の傍らパートタイムの学生として在籍し、学士または修士の学位取得を目指す。これらの学位はフルタイムの学習で取得する学士または修士の学位と同等と扱われる。

3-3-2. 単位制度

英国では行政区域に関わらず、1単位は10時間の概念的学習時間(notional hours of learning)で表され、授業時間に限らず、自習、課題作成等の広義の学習が含まれる。この概念は CATS³²をはじめとする英国の単位制度で広く適用されている。

欧州単位互換制度(ECTS)³³との対応関係については、1ECTS 単位は英国の2単位(CATS 等)と同等とされ、英国の代表的な高等教育資格の修了必要単位数に対応する ECTS 単位数が QAA の文書にまとめられている³⁴。

なお、CATS とは異なる独自の単位制度を用いている大学も多いほか、特にイングランドでは単位制度を用いていない大学もある。

スコットランド(SCQF 及び FQHEIS)、ウェールズ(CQFW)の各資格枠組には、上記の概念的学習時間に基づいた、各資格の取得に必要な最低単位数が明示されており、当該地域のすべての高等教育機関に適用される。イングランド及び北アイルランドでは、英国の単位制度(CATS 等)と ECTS 単位を用いる高等教育機関が混在するが、英国の単位制度の場合は、単位枠組³⁵を共通の指針として運用することが求められる。また、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの規制資格枠組(RQF)では、資格取得に必要な学習時間を「Total Qualification Time : TQT」として表している。

³² 正式名称は Credit Accumulation and Transfer Scheme。学位・資格の修了要件に関係なく、既修得単位数を認定し、単位の積み上げを認める制度。複数の高等教育機関で修得した単位数を合算することも可能。

³³ 欧州高等教育圏の多くの国で導入されている共通の単位制度。透明性の高い単位互換を実現し、学生の移動や外国の学習歴・学術資格の承認を促進することを目的に開発された。原則として、1年間(1学年暦)の学修をおおむね60ECTS 単位(1,500から1,800時間程度)の学習量とし、1ECTS 単位は、25～30時間のフルタイム学生の学習量(面接指導、課題読書、自習、試験のプレゼンテーション等を含む)に換算される。

European Commission. *European Credit Transfer and Accumulation System (ECTS)*.

https://ec.europa.eu/education/resources-and-tools/european-credit-transfer-and-accumulation-system-ects_en

³⁴ QAA. (2014). *The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies, Annex C*.
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/qualifications-frameworks.pdf>

³⁵ QAA. (2008). *Higher education credit framework for England: guidance on academic credit arrangements in higher education in England*.

https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/academic-credit-framework.pdf?sfvrsn=940bf781_12

3-3-3. 成績評価

英国の高等教育における成績評価は、学習成果の達成度に応じて100点法等で表される。また、授与される高等教育資格には在学中の成績に基づき資格の格付けが付記される。例えば、優等学士の学位(Honours Bachelor Degree)の場合には、格付けの最上位である「1st」をはじめ、4段階に分類される(表12)³⁶。修士課程に進学するには、通常「2:1 [Upper Second]」以上の成績が必要となる。

表12 優等学士学位授与時の成績分類

分類	在学中の成績(%)
1st/First	70-100%
2:1/Upper second	60-69%
2:2/Lower second	50-59%
3rd/Third	40-49%

修士の学位(Master's Degree)の成績分類は、高等教育機関により異なるが、典型的な分類として「distinction」や「merit」がある(表13)。

表13 修士学位の成績分類の典型例

分類	在学中の成績(%)
Distinction	70-100%
Merit	60-69%
Pass	50-59%

■ 成績に関する近年の課題

近年イングランドでは、優等学士の学位に関する成績インフレが大きな問題として取り上げられている。「1st」または「2:1」の成績を取得した学生の割合が67%(2010-11年)から79%(2017-18年)に増加し、「1st」を取得した学生の割合も急増している(表14)。OfS等の関係機関は、こうした増加の理由に不測の要因が含まれていると結論付け、成績インフレの検証やインフレ抑制策の検討を進めている。

表14 優等学士学位の成績分布(2010-11、2016-17及び2017-18年)

成績分類	2010-11		2016-17		2017-18	
	学生数	割合	学生数	割合	学生数	割合
1st/First	34,910	15.7%	68,990	27.2%	75,840	29.3%
2:1/Upper second	114,075	51.3%	128,550	50.7%	128,800	49.7%
その他	73,445	33.0%	56,030	22.1%	54,545	21.0%
合計	222,430	100.0%	253,565	100.0%	259,185	100.0%

※ OfS. (2019). *Analysis of degree classifications over time*, Table1を基に作成

³⁶ 学位の格付けの根拠となる最終成績は、各学年の成績にウェイトを付けて算出される。ウェイトは高等教育機関やコースによって異なるが、例えばサセックス大学では3年制コースの場合、通常、2年次の成績が40%、3年次の成績が60%、それぞれ加味される。

University of Sussex. *Assessment and grades at university*. <http://www.sussex.ac.uk/skillshub/?id=267>

3-3-4. ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントは、高等教育機関が学位記等の高等教育修了証に添付する補足書類で、学生が取得した高等教育資格の内容を示した文書である。英国には EU のモデル(Europass³⁷)に準拠したディプロマ・サプリメントと、英国大学協会(Universities UK : UUK)及び高等教育カレッジ連合(GuildHE)が中心となって開発した英国独自のディプロマ・サプリメントである高等教育達成レポート(Higher Education Achievement Report : HEAR)の2種類が利用されており、ディプロマ・サプリメントの発行は各高等教育機関に委ねられている。

HEAR は、当該高等教育機関によって承認された学術面以外の学習成果(non-academic achievement)の情報が記載可能な様式となっているなど、EU モデルとは異なる特徴がみられる。

- 英国ディプロマ・サプリメント様式例：
https://europass.cedefop.europa.eu/sites/default/files/dsupplementexamples-en_3.pdf
- HEAR ディプロマ・サプリメント様式例：
<http://www.hear.ac.uk/about>

3-4. 高等教育の国際的展開の状況

英国内で国境を越えた教育(TNE)を提供しているのは、主に米国とフランスの高等教育機関である。海外の大学等のブランチキャンパスは、大半がロンドン周辺に集中しており、ビジネスとマネジメント分野の学位を提供しているものが多い。

TNE プログラムの英国国内での登録及び適格認定の受審は義務ではなく、海外大学等の TNE に特化した法律は存在しない。ただし、海外大学等が英国の公的資金の交付や学生ローンの利用を希望する場合には、英国各地域の規制に基づく必要がある。例えばイングランドではOfSの高等教育機関登録簿への登録が必須となる。

3-5. 高等教育関係機関

(1) 高等教育所管官庁

英国の各地域に、高等教育を所管する官庁がある。

- [イングランド]教育省 (Department for Education)
<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-education>
- スコットランド政府 (Scottish Government)
<https://www.gov.scot/education/>

³⁷ Europass はディプロマ・サプリメント、履歴書(CV)、言語能力証明書(Language Passport)等の5つの欧州共通様式からなる。欧州内で①就職希望者や職業訓練の受講希望者が自身の技能と資格を円滑に説明すること、②雇用主が労働人材の技能と資格を理解すること、③教育・訓練機関がカリキュラムの内容を定義し・周知することの3つへの支援を目的に、欧州委員会等を中心に開発された。

europass. *About Europass*. <https://europass.cedefop.europa.eu/about-europass>

- ウェールズ政府 (Welsh Government)
<https://gov.wales/education-skills>
- 北アイルランド教育省 (Department of Education) : 初等・中等教育
<https://www.education-ni.gov.uk/>
- 北アイルランド経済省 (Department for the Economy) : 高等教育・継続教育
<https://www.economy-ni.gov.uk/>

(2) 質保証機関

- 高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency for Higher Education : QAA)
<https://www.qaa.ac.uk/en>
- QAA は英国の全域で高等教育の質保証に関する活動を行っている。機関概要は p.42 参照。

(3) 国内情報センター (NIC)

- UK NARIC
<https://www.naric.org.uk/naric/>
- UK NARIC は、英国が締結する「欧州地域の高等教育に関する資格承認規約」(Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region、通称：リスボン承認規約)に基づく英国の国内情報センター (national information centre : NIC) として教育省から指定 (業務委託) されている。

(4) その他

① 大学入学出願サービスを行う機関

- 大学・カレッジ入学サービス (Universities and Colleges Admissions Service [UCAS])
<https://www.ucas.com/>
- UCAS ウェブサイトでは出願受付や高等教育機関が提供するコース情報の検索等が可能。

② 資金配分機関

- [イングランド] 学生局 (Office for Students : OfS)
<https://www.officeforstudents.org.uk/>
- スコットランド財政カOUNシル (Scottish Funding Council : SFC)
<http://www.sfc.ac.uk/>
- ウェールズ高等教育財政カOUNシル (Higher Education Funding Council for Wales : hefcw)
<https://www.hefcw.ac.uk/home/home.aspx>
- 北アイルランド経済省 (Department for the Economy)
<https://www.economy-ni.gov.uk/>

《参考文献：第2章》

※特記がない限り下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2020年3月9日最終アクセス。

- 文部科学省(2016)「諸外国の初等中等教育」, 教育調査第150集
 文部科学省(2017)「世界の学校体系 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)〈イングランド〉」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_007_1.pdf
 文部科学省(2017)「世界の学校体系 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)〈スコットランド〉」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_008_1.pdf
 (独) 大学改革支援・学位授与機構(2019)「『外国での日本の資格の円滑な承認に関する調査(ディプロマ・サブ
 プリメント調査)』の概要報告書」
http://www.niad.ac.jp/media/008/201912/DS_report_summary.pdf
 村田直樹(2010)「第2章 イギリスの大学・学位制度: イングランドを中心に」『学位と大学 イギリス・フラン
 ス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』, pp.11-91, (独) 大学評価・学位授与機構
https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/09/01/no8_gakuitodaigaku.pdf
 Access to HE. *Frequently asked questions.*
<https://www.accesstohe.ac.uk/Access/FAQs/Pages/Default.aspx>(2019年7月26日最終アクセス)
 CEDEFOP. *European qualifications framework (EQF).*
<https://www.cedefop.europa.eu/en/events-and-projects/projects/european-qualifications-framework-eqf>
 CQFW. (2018). *Credit and Qualifications Framework for Wales (CQFW): Content aimed at those working
 within the education/training and advice and guidance sectors.*
<https://gov.wales/sites/default/files/publications/2019-01/cqfw-brochure.pdf>
 Department of Education. *Information on school types in Northern Ireland.*
<https://www.education-ni.gov.uk/articles/information-school-types-northern-ireland>
 EHEA. *THREE-CYCLE SYSTEM.*
<http://www.ehea.info/page-three-cycle-system>
 europass. *Diploma Supplement.*
<https://www.naric.org.uk/europass/individuals/documents/diploma%20supplement.aspx>
 European Commission. *Descriptors defining levels in the European Qualifications Framework (EQF).*
<https://ec.europa.eu/ploteus/en/content/descriptors-page>
 European Commission. *Diploma Supplement.*
https://ec.europa.eu/education/diploma-supplement_en
 European Commission. *Eurydice, United Kingdom - England, Higher Education Funding.*
https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-93_en
 European Commission. *Eurydice, United Kingdom - Scotland, Bachelor.*
https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/bachelor-93_en
 GOV. UK. *Educating your child at home.*
<https://www.gov.uk/home-education>
 GOV. UK. *Get the facts: AS and A level reform.*
<https://www.gov.uk/government/publications/get-the-facts-gcse-and-a-level-reform/get-the-facts-as-and-a-level-reform>
 GOV. UK. *What qualification levels mean.*
<https://www.gov.uk/what-different-qualification-levels-mean/list-of-qualification-levels>
 HEAR. *History & development.*
<http://www.hear.ac.uk/about/history-development>
 HESA. *Figure 12 - HE student enrolments based wholly overseas by location and type of provision
 (Academic years 2013/14 to 2017/18).*
<https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/sb252/figure-12>
 HESA. *HE student enrolments by domicile (Academic years 2014/15 to 2018/19).*
<https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/where-from>
 Hunt, S., & Boliver V. *Private Higher Education Providers in the UK: Mapping the Terrain.*
<https://www.researchcghe.org/perch/resources/stevehunt.pdf>
 Nuffic. (2018). *The education system of the United Kingdom described and compared with the Dutch system.*
<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-united-kingdom/>
 OfS. (2019). *Analysis of degree classifications over time: Changes in graduate attainment from 2010-
 11 to 2017-18.*
https://www.officeforstudents.org.uk/media/93d024e7-4aa0-4e07-bf8d-1b2da8ed4713/ofs2019_28.pdf

- OfS. (2019). *New OfS analysis shows continuing upward trend in award of top degrees.*
<https://www.officeforstudents.org.uk/news-blog-and-events/press-and-media/new-ofs-analysis-shows-continuing-upward-trend-in-award-of-top-degrees/>
- OfS. (2018). *Securing student success: Regulatory framework for higher education in England.*
https://www.officeforstudents.org.uk/media/1406/ofS2018_01.pdf
- OfS. (2018). *Regulatory advice 12: How to apply for degree awarding powers: Guidance for providers about the application process.*
https://www.officeforstudents.org.uk/media/4c171d6e-78c9-44a4-bd85-8064ae3887dc/ofS2018_46.pdf
- OfS. (2019). *Regulatory advice 13: How to apply for university college and university title: Guidance for providers about the application process.*
<https://www.officeforstudents.org.uk/media/d4142588-bb42-492c-9c3e-821da499dbde/regulatory-advice-13-how-to-apply-for-university-college-and-university-title.pdf>
- Pearson. *BTEC: Calculating your overall grade.*
<https://qualifications.pearson.com/en/support/support-topics/results-certification/understanding-marks-and-grades/calculating-your-overall-btec-grade.html>
- Pollard, E., Hadjivassiliou, K., Swift, S., & Green, M. (2017). *Credit Transfer in Higher Education: A review of the literature.*
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/595633/Credit_transfer_in_Higher_Education.pdf
- QAA. (2009). *Academic credit in higher education in England - an introduction.*
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/academic-credit-higher-education-in-england-an-introduction.pdf>
- QAA. *Degree awarding powers and university title.*
<https://www.qaa.ac.uk/en/reviewing-higher-education/degree-awarding-powers-and-university-title>
- QAA. (2016). *Degree Awarding Powers and University Title in Scotland: Guidance and Criteria for Applicants.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/guidance/degree-awarding-powers-handbook-scotland-16.pdf?sfvrsn=c50f781_8&sfvrsn=c50f781_8
- QAA. (2004). *Guidelines on the accreditation of prior learning.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/accreditation-prior-learning-guidelines.pdf?sfvrsn=edadf981_12
- QAA. (2008). *Higher education credit framework for England: guidance on academic credit arrangements in higher education in England.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/academic-credit-framework.pdf?sfvrsn=940bf781_12
- QAA. (2014). *The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies.*
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/qualifications-frameworks.pdf>
- QAA. (2018). *The Right to award UK Degrees.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/guidance/the-right-to-award-degrees-18.pdf?sfvrsn=4a2f781_14
- Scottish Government. (2014, August 5). *New National Qualifications - Summary Information.*
<https://news.gov.scot/speeches-and-briefings/new-national-qualifications-summary-information>
- SQA. *About HNCs and HNDs.*
<https://www.sqa.org.uk/sqa/168.html>
- SQA. (2019). *Guide to Scottish Qualifications.*
https://www.sqa.org.uk/sqa/files_ccc/Guide_to_Scottish_Qualifications.pdf
- SQA. *SCQF Level and Credit.*
<https://www.sqa.org.uk/sqa/71377.html> (2019年7月26日最終アクセス)
- UCAS. *Admissions tests.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/applying-university/admissions-tests>
- UCAS. *Apprenticeships.*
<https://www.ucas.com/understanding-apprenticeships>
- UCAS. *BTEC diplomas.*
<https://www.ucas.com/further-education/post-16-qualifications/qualifications-you-can-take/btec-diplomas>
- UCAS. *Calculate your UCAS Tariff points.*
<https://www.ucas.com/ucas/tariff-calculator>
- UCAS (2018, July 4). *Clearing: What you need to know.*
<https://www.ucas.com/connect/blogs/clearing-what-you-need-know>
- UCAS. *Degree apprenticeships.*
<https://www.ucas.com/alternatives/apprenticeships/apprenticeships-england/what-apprenticeships-are-available/degree-apprenticeships>

- UCAS. *Filling in your UCAS Undergraduate application.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/applying-university/filling-your-ucas-undergraduate-application>
- UCAS. *Find key dates.*
<https://www.ucas.com/ucas/events/find/scheme/undergraduate/type/key-date>
- UCAS. *Foundation degrees.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/what-and-where-study/choosing-course/foundation-degrees>
- UCAS. *Higher apprenticeships.*
<https://www.ucas.com/alternatives/apprenticeships/apprenticeships-england/what-apprenticeships-are-available/higher-apprenticeships>
- UCAS. *Post-16 qualifications you can take.*
<https://www.ucas.com/further-education/post-16-qualifications/post-16-qualifications-you-can-take>
- UCAS. *Qualification Information Profiles.*
<https://qips.ucas.com/>
- UCAS. *Scottish Highers.*
<https://www.ucas.com/further-education/post-16-qualifications/qualifications-you-can-take/scottish-highers>
- UCAS. *UCAS' guide to apprenticeships.*
<https://www.ucas.com/file/120301/download?token=DPdwJOEV>
- UCAS. *UCAS Tariff points.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/what-and-where-study/entry-requirements/ucas-tariff-points>
- UCAS. *UCAS Undergraduate entry requirements.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/what-and-where-study/ucas-undergraduate-entry-requirements>
- UCAS. *UCAS Undergraduate: types of offer.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/after-you-apply/ucas-undergraduate-types-offer>
- UCAS. *UCAS Undergraduate: when to apply.*
<https://www.ucas.com/undergraduate/applying-university/ucas-undergraduate-when-apply>
- UCAS (2018, November 29). *Unconditional offers made to a third of young applicants in England, Northern Ireland, and Wales.*
<https://www.ucas.com/corporate/news-and-key-documents/news/unconditional-offers-made-third-young-applicants-england-northern-ireland-and-wales>
- UCAS. *What to study.*
<https://www.ucas.com/postgraduate/postgraduate-study/what-study>
- UCAS. *Who are apprenticeships in England for?*
<https://www.ucas.com/alternatives/apprenticeships/apprenticeships-england/who-are-apprenticeships-england>
- UK NARIC.
<https://www.naric.org.uk/naric/> (※ 購読者向け (有料) のデータベース)
- UK NARIC (2015, December 17). *The Diploma Supplement and the Higher Education Achievement Report (HEAR).*
<https://uknaric.org/2015/12/17/the-diploma-supplement-and-the-higher-education-achievement-report-hear-2/>
- UK NARIC. *The UK education system.*
<https://www.naric.org.uk/naric/Individuals/The%20UK%20Education%20System.aspx>
- Universities UK International. (2019). *The Scale of UK HE TNE 2017-18: Trend Analysis of HESA Data.*
<https://www.universitiesuk.ac.uk/policy-and-analysis/reports/Documents/2019/the-scale-of-uk-he-tne-2017-18.pdf>

第3章 質保証制度の概要

1. 英国の高等教育質保証制度の概略

英国の教育制度がイングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドで地域ごとに特色を有しているように、教育の質保証においても地域ごとに独自の制度が存在する(表15)。

英国では高等教育機関の質を評価する法定義務を各地域の資金配分・規制機関や学生局(Office for Students : OfS)が負っているが、北アイルランド以外の地域においては実際の評価業務は英国高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education : QAA。QAAの機関概要はp.42を参照)をはじめとする独立した質保証の専門機関に委託されている。

表15 英国の高等教育質保証制度の概要

	イングランド	スコットランド	ウェールズ	北アイルランド
質保証制度	規制枠組 (Regulatory framework) 高等教育機関登録制度、学位授与権・大学名称使用権の承認等、5つの柱で構成	質向上枠組 (Quality enhancement framework) 機関別評価、内部質保証、情報公開等、5つの柱で構成	質評価枠組 (Quality assessment framework) 機関別評価、学位基準の保護等、5つの柱で構成	改定版質評価実施モデル(Revised operating model for quality assessment) 年次プロバイダーレビュー、通報があった場合の特別調査等を実施
高等教育質保証の法定責任機関	OfS (Office for Students)	スコットランド財政カウンスル (Scottish Funding Council)	ウェールズ高等教育財政カウンスル (Higher Education Funding Council for Wales)	北アイルランド経済省 (Department for the Economy)
根拠法令	高等教育・研究法 (Higher Education and Research Act 2017)	スコットランド継続教育・高等教育法 (Further and Higher Education (Scotland) Act 2005)	ウェールズ高等教育法 (Higher Education (Wales) Act 2015)	北アイルランド教育・図書館令 (Education and Libraries (NI) Order 1986)
代表的な評価制度	質・基準レビュー (Quality and Standards Review)	向上型機関別レビュー (Enhancement-led Institutional Review)	①初回質レビュー (Gateway Quality Review Wales) ②質向上レビュー (Quality Enhancement Review) ※①での認定後、②を受審	年次プロバイダーレビュー (Annual Provider Review)
レビューの実施主体	QAA	QAA	①QAA ②欧州高等教育質保証機関登録簿(EQAR ³⁸)に登録された質保証機関	北アイルランド経済省 ³⁹

³⁸ EQAR(European Quality Assurance Register for Higher Education : 欧州高等教育質保証機関登録簿) : 欧州高等教育圏(EHEA)各国の質保証機関のネットワークである欧州高等教育質保証協会(European Association for Quality Assurance in Higher Education : ENQA)が実施する評価の結果、ENQAの正会員資格を獲得した機関を登録する仕組み。「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area : ESG)の項目を満たしているか否かを基に判定される。

³⁹ QAAは北アイルランド経済省に質保証に関する助言や支援を行う形で、北アイルランドの質保証に関与している。

	イングランド	スコットランド	ウェールズ	北アイルランド
評価の目的・対象	OfS が所管する高等教育機関登録簿への登録希望機関を対象に登録の可否を判断する根拠を提供する。登録されると公的資金交付、学生ローンの受給、外国人留学生の受入れ、学位授与権・大学名称使用権取得の各申請が可能。	公的資金が交付されている大学を対象に教育の質の評価を実施し向上を促す。また、学生ローンの受給資格や外国人留学生の受入資格等の判断を目的とする。	財政カウンスルの規制を受ける高等教育機関を対象に、学生ローンの受給資格や外国人留学生の受入資格等の判断を目的とする。	公的資金が交付されている高等教育機関を対象に、学生ローンの受給資格や外国人留学生の受入資格等の判断を目的とする。
評価の形態	機関別評価	機関別評価	機関別評価	機関別評価
評価サイクル	問題がある機関には随時実施。(OfS のモニタリングで問題が見つかった機関に対するレビュー) 加えて、登録機関はOfSによる毎年のサンプル調査の対象となる場合がある。	5年(このほかに毎年、内部質保証の報告書を提出)	①初回及び通常その4年後の2回 ②6年(このほかに随時データの分析等を実施)	毎年(ただし高等教育機関からの書類提出は不要で、統計機関等のデータを基に判定する)
クオリティ・コードの適用箇所	期待事項、コアプラクティスのみ	期待事項、コアプラクティス、コモンプラクティス	期待事項、コアプラクティス、コモンプラクティス	期待事項、コアプラクティス、コモンプラクティス

上記の評価制度に加えて、イングランドでは OfS が質・基準レビューと同様に高等教育機関登録簿の登録要件と位置付けられている教育卓越性・学習成果評価枠組(Teaching Excellence and Student Outcomes Framework : TEF)を実施している。

このほかに、国外のブランチキャンパス等で提供されている英国の高等教育を対象にした国境を越えた教育(Transnational education : TNE)レビュー、資金配分機関による研究卓越性枠組 (Research Excellence Framework : REF)、職能団体等が行う専門職教育ア krediteーションが実施されている。

■ クオリティ・コード

クオリティ・コード(Quality Code)とは、公益や学生の利益を保護し、高等教育の質に対する信頼を守るため、教育の提供場所が国内か海外かを問わず、英国のすべての高等教育機関(高等教育機関、代替教育プロバイダー、継続教育カレッジすべてを指す。p.9 参照)が遵守しなければならない教育の基準と質に関する原則である。質保証のための英国常設委員会(UK Standing Committee for Quality Assessment : UKSCQA)からの委託を受けて QAA が策定し、2012-13学事年度から導入された。最終改訂は2018年である。クオリティ・コードは、高等教育機関の質を評価する際の基本的要件として、英国各地域で共通的に用いられている。

クオリティ・コードは、「期待事項」(Expectations : 学位や資格の基準の設計・維持、そして提供する高等教育の質の管理のために高等教育機関が達成すべき成果)と「プラクティス」(Practices : 期待事項を実現するための下支えとして、学生に有益な成果を提供するための効果的な業務の実施方法)で構成される。

さらにプラクティスは、①英国の全高等教育機関がその基準と質を保証する中で行わなければならないコアプラクティス(Core Practices)と、②各高等教育機関の使命、規制の文脈、学生の要望に沿って行わなければならないコモンプラクティス(Common Practices)の2つに区分される(表16)。コアプラクティスは英国のすべての地域の高等教育機関に適用され、コモンプラクティスはイングランドを除く3地域の高等教育機関に適用される。

表16 クオリティ・コードの内容

基準に関する期待事項	質に関する期待事項
<p>コースの学術の基準が、関連する国の資格枠組の要件を満たす。</p> <p>学生に授与される資格の価値が、資格授与時及びその後も継続的に、高等教育業界で認められた基準に対応している。</p>	<p>コースは入念に設計され、すべての学生に質の高い学術体験を提供する。また、学生の成果が信頼できる方法により測定できるようになっている。</p> <p>入学から卒業・修了まで、すべての学生が高等教育で成功をおさめ、高等教育の恩恵を受けるために必要な支援を受けている。</p>
<p>コアプラクティス</p> <p>高等教育機関は、資格の最低要件が関連する国の資格枠組に合致したものになるよう保証する。</p> <p>高等教育機関は、資格を授与された学生に対して、最低水準を超えた基準を達成できる機会を保証する。なお、その基準は他の英国高等教育機関で達成される水準に匹敵するものである。</p> <p>高等教育機関が他機関と連携する場合、コースを提供する場所、方法、提供者を問わず、その授与する資格の基準が信頼、安心できるものであると保証するために有効な取組を実施する。</p> <p>高等教育機関は、信頼でき、かつ公正で透明性のある外部の専門家(学外試験委員等)の意見、成績評価及び成績のグレードを利用する。</p>	<p>コアプラクティス</p> <p>高等教育機関は、信頼でき、かつ公正で包括的な入学選抜システムを有する。</p> <p>高等教育機関は、質の高いコースを設計及び/または提供する。</p> <p>高等教育機関は、質の高い学術体験を提供するために適切な資格及び技能を有する教員を十分な人数、有している。</p> <p>高等教育機関は、質の高い学術体験を提供するために適切かつ十分な施設、学習教材及び学生支援サービスを有する。</p> <p>高等教育機関は、学生の教育体験の質に関して、個別または集合的に、学生の関与を積極的に促す。</p> <p>高等教育機関は、不平及び不服申立てに対処するための公正かつ透明性のある手順を有し、すべての学生が利用できるようにする。</p> <p>研究学位の授与を行う場合、高等教育機関は、適切かつ支援が整った研究環境の下で、研究学位課程を提供する。</p> <p>高等教育機関が他機関と連携する場合、コースを提供する場所、方法、提供者を問わず、質の高い学術体験を確保するための有効な取組を実施する。</p> <p>高等教育機関は、学術的かつ専門的に高い成果を達成できるようすべての学生を支援する。</p>
<p>コモンプラクティス</p> <p>高等教育機関は、基準に関するコアプラクティスを定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善向上を図る。</p>	<p>コモンプラクティス</p> <p>高等教育機関は、質に関するコアプラクティスを定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善・向上を図る。</p> <p>高等教育機関の質管理の手法は、外部の専門的意見を考慮したものとする。</p> <p>高等教育機関は、学生の教育体験の質の発展、保証および向上に関して、個別または集合的に、学生の参加を促す。</p>

※本表は UKSCQA & QAA. (2018). *The revised UK Quality Code for Higher Education*, p.3 を基に作成。

※以下の説明では、主にイングランドにおける高等教育質保証制度に焦点を当てる。

1-1. 設置認可制度

英国で1992年以前に設立した大学は、枢密院の助言に基づく国王の設立勅許状(Royal Charter)及び個別の規程を根拠に運営されている。一方、1992年以降の大学や高等教育機関の多くは政府が定めた規程に基づき運営されている。また、学位授与権や「大学」等の名称使用権(University Title)の取得を希望する高等教育機関は、OfS(イングランドのみ)や枢密院(イングランド以外の地域)からの承認を受けなければならない⁴⁰。高等教育機関が公的資金の交付等を希望する場合には、当該機関が所在する地域の資金配分機関や規制機関が求める要件を満たす必要がある。

■ OfS による高等教育機関登録制度

イングランドでは、OfS が管理する高等教育機関登録制度への登録が公的資金の交付要件となっている。OfS は、2017年成立の高等教育・研究法(Higher Education and Research Act)に基づき2018年に独立公共機関として設立され、高等教育機関登録制度は2018年4月から始動した。OfS 設立以前は、イングランド高等教育財政カウンスル(Higher Education Funding Council for England: HEFCE)が公的資金交付のための高等教育機関登録制度を管理していた。

本制度では、登録要件を審査する際に OfS が自ら収集するデータのほかに、QAA が各高等教育機関を対象に実施する質・基準レビューの評価結果が参照される(表15「イングランド」)。

本制度は、従来のイングランドの機関登録制度や他の地域の制度と異なり、公的資金の交付を希望するか否かに関わらず、下記の事項を一つでも希望する場合には登録が必要となり、一つの登録制度で統一的に管理・監督される。なお、本制度への登録は任意のため、公的資金の交付を希望しないなどの理由から未登録の機関も高等教育を提供することは可能である。登録機関数は394(2020年2月20日現在)。

- 政府からの教育・研究助成等の公的資金の交付
- 学生支援金の受給⁴¹
- 内務省(Home Office)への Tier4 学生ビザを使った海外留学生の受入申請
- 学位授与権の取得申請
- 「大学」(university)または「ユニバーシティー・カレッジ」(university college)の名称使用権(title)の取得申請

【登録要件】

高等教育機関が高等教育機関登録制度のリストに登録されるためには、OfS に申請書と必要なエビデンスを提出し、教育の質、学生保護、学生支援、財政の持続性、健全なガバナンスとマネジメント等、登録のための最低要件を満たしていることを示さなくてはならない。登録要件には、新規登録及び登録継続のた

⁴⁰ 学位授与権の承認手続きの詳細は p.9を参照。「大学」等の名称使用権の承認手続きの詳細は p.11 参照。

⁴¹ 学生は在籍する地域ごとに学生財政支援機関(Student Finance England、Student Finance Northern Ireland、Student Finance Wales または Student Awards Agency for Scotland)のサイトを通じてオンラインで授業料ローンを申請し、学生ローン会社(Student Loans Company: SLC)が直接各高等教育機関に授業料の支払いを行う。学生ローン会社は政府所有の非営利団体で学生向けのローンを管理している。

めの一般要件(Initial and general ongoing conditions)(表17)と、登録された機関に対し必要に応じて設定される登録継続のための個別要件(Specific ongoing conditions)の2種類がある。

表17 高等教育機関登録簿への新規登録及び登録継続のための一般要件の項目⁴²

登録一般要件
A: 様々なバックグラウンドを持つ学生に向けた高等教育への進学及び学習機会の提供
B: すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学習成果
C: すべての学生の利益保護
D: 財政的な持続可能性
E: 良好なガバナンス
F: 学生への情報提供
G: 授業料及び資金調達に関する説明責任

【登録カテゴリー】

高等教育機関は登録カテゴリーを「Approved (fee cap) 」(承認[基準額以上の授業料設定可])または「Approved」(承認[授業料設定は基準額が上限])の2種類から選択することができる。2つの登録カテゴリーの大きな違いは授業料の設定にある。高等教育機関が学生(EU 圏外の留学生を除く)に請求できる授業料は「基準額」及び「上限額」の2段階に分かれ、さらに教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)の称号の有無によって金額が異なる(表18)。「Approved (fee cap)」に登録された機関のみが基準額を超えて上限額まで授業料の引き上げが可能となる。なお、授業料の基準額・上限額は今後変更される可能性がある。

授業料以外には、「Approved (fee cap) 」の高等教育機関のみに OfS から公的資金が交付されるといった違いがある。

表18 イングランドにおける授業料の基準額及び上限額(2020-21年)⁴³

	基準額		上限額	
	TEF の称号なし	TEF の称号あり	TEF の称号なし	TEF の称号あり
フルタイム学生	£ 6,000 (約84万円)	£ 6,165 (約86.3万円)	£ 9,000 (約126万円)	£ 9,250 (約129.5万円)

なお、「Approved (fee cap)」の高等教育機関が上限額まで授業料の引き上げを行うには、「アクセス・参加プラン」(Access and participation plan)と呼ばれる、社会的・経済的に恵まれない学生の学習機会を改善する方法を示した計画を策定し、OfS に承認される必要がある。

⁴² D 以外の項目の下にはさらに2~6の要件が設定されている。登録一般要件の詳細は以下を参照。

OfS. *Initial and general ongoing conditions of registration.*

<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/conditions-of-registration/initial-and-general-ongoing-conditions-of-registration/>

また、一部の登録要件についてはエビデンスの提出が求められる。エビデンスの詳細は以下を参照。

OfS. (2018). *Regulatory Advice 2: Registration of current providers for 2019-20.* p.11

https://www.officeforstudents.org.uk/media/1094/ofs2018_04.pdf

OfS. (2018). *Regulatory Advice 3: Registration of new providers for 2019-20.* p.11

https://www.officeforstudents.org.uk/media/1100/ofs2018_05.pdf

⁴³ 1ポンド(£)140円として計算。

【審査及び登録後のモニタリング】

新規登録を希望する高等教育機関は、OfS に申請書と必要なエビデンスを提出する。OfS は申請内容が新規登録要件を満たしているかどうか、OfS や HESA 等が保有する情報を基に審査を行うが、一部の要件については当該機関から提出されたエビデンスに基づき審査する。あわせて、OfS は当該機関が今後登録要件に違反するリスクがどの程度見込まれるかリスクアセスメントを行い、登録後も要件充足を維持できるかどうかを判定する。最終的に、申請機関の登録可否とともに、登録可となった機関の登録継続の要件として、一般要件のみを課すか、あるいは個別要件も課すべきかを決定する。個別要件が適用される例として、財政の持続性維持のための行動計画に不安がある場合等が含まれる。

登録されたすべての高等教育機関は、一般要件(該当する場合は加えて個別要件)を継続して満たしているかどうか、OfS によるモニタリングを受ける。モニタリングは「リード指標」(Lead indicators)(表19)、高等教育機関から OfS への報告事項、および内部告発等の OfS に寄せられた情報に基づき行われる。「リード指標」は、高等教育機関の環境や活動に変化が生じた合図となりうる各種のデータ・情報で構成され、OfS はその合図を高等教育機関のリスク把握に役立てる。また、OfS は、毎年少数の高等教育機関を無作為に抽出し(例：全体の5%)、登録継続要件を満たしているかどうかの確認と、モニタリングの効果を検証するためのサンプル調査を実施する。

表19 リード指標

リード指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学生数とその増減傾向(予期しない学生数の増加や減少に注目) ・ 様々な特徴を持った学生の出願、合格、入学の状況 ・ 入学要件及び出願に必要な資格の詳細に関する変更 ・ 学修継続率及び卒業率 ・ 教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)の結果 ・ 学位及び学生の学習成果(学生の特徴による成績の差、成績インフレの状況を含む) ・ 高等教育独立仲裁局(Office of the Independent Adjudicator for Higher Education : OIA)に寄せられた学生からの不服申立ての件数、性質、傾向 ・ 卒業生の進路状況、特に専門職への就職や大学院進学状況 ・ 年次の財務報告・及び財務予測に基づく、財政的健全性・持続可能性に関する複合的な指標 <p style="text-align: center; font-size: small;">※OfS は、リード指標は特定のデータに限定されないと但し書きした上で、以上のデータを列挙している。</p>

【要件違反等への対応】

登録機関が登録継続のための一般要件もしくは個別要件のいずれかにおいて違反の疑いが明らかになった場合、OfS は学生及び納税者の利益保護のため、当該機関に対してモニタリングの強化、追加の個別要件の適用、OfS と当該機関のスタッフが解決に向けて協働するといった措置を講じる。

また、登録機関が登録継続のための一般要件もしくは個別要件のいずれかで違反状態にあることが明らかとなった場合、OfS は当該機関に罰金、登録停止または登録抹消のいずれかの措置を講じる。

1-2. 内部質保証

英国の高等教育機関は自律的組織として、当該機関が授与する学位・資格の質と基準に対する責任を有している。各高等教育機関の内部質保証活動は、授与する学位・資格が国として求める質・基準をどのように満たしているかを示すために行われるものであり、QAA のクオリティ・コード(p.29)は内部質保証活動のための最も重要な指針とされている。クオリティ・コードは基準及び質に関する「期待事項」及び効果的な実践方法をまとめた「プラクティス」で構成されるが(表16、p.30)、さらに実践のための具体的な助言書(「Advice and Guidance」)が12のテーマに渡って用意されている(表20)。

通常、学内には内部質保証活動のための体制が常設され、新たにコースを設置する際的设计・承認や、既設コースの見直し・廃止・変更をはじめとする種々の取組が実施されている。

表20 QAA クオリティ・コードの助言書「Advice and Guidance」のテーマ

<ul style="list-style-type: none">• Admissions, Recruitment and Widening Access(学生選抜・入学・教育機会拡大)• Assessment(学習の評価)• Concerns, Complaints and Appeals(不服申立て)• Course Design and Development(コースの設計・開発)• Enabling Student Achievement(学生の達成支援)• External Expertise(学外の知見の活用)	<ul style="list-style-type: none">• Learning and Teaching(学習・教育)• Monitoring and Evaluation(モニタリング・評価)• Partnerships(パートナーシップ)• Research Degrees(研究学位)• Student Engagement(学生参画)• Work-Based Learning (学外実習)
計12テーマ	

■ 学外からの内部質保証活動への参画

英国における内部質保証活動の特長として、学外の専門的意見を積極的に取り入れている点が挙げられる。代表例の一つである学外試験委員(external examiner)は英国の伝統的な制度であり、高等教育機関の基準、特に学生の学習成果について独立・公平な立場から意見を述べる役割を担う。当該機関が学習の評価の誠実性・厳密性を確保するために公正で一貫した評価の方針・プロセスを実行しているかどうか、国の基準や他の高等教育機関と比較して当該機関の質・基準はどの程度かといった事柄について、学外試験委員としての経験と専門領域の同業者・同僚(ピア)としてのインプットが期待されている。

このほかに、高等教育機関は、職能団体、雇用主、卒業生等の学外の関係者から、コースの設計・見直しや教育方法に対する専門的助言を得ながら内部質保証に取り組んでいる。

■ 学生の質保証活動への参画

高等教育機関の内部質保証プロセスへの学生参画も、英国の内部質保証活動の特長の一つである。学生は、入学者選抜からコース設計、教育・学習方法、学生支援、成績評価、進学までの幅広い場面で、その質の保証・向上のための中心的な役割が期待されており、クオリティ・コードのコアプラクティス及びコモンプラクティスにおいてその旨が明記されている(表16、p.30)。さらに、QAA は高等教育機関に対して学生参画の実践に向けて次のような具体的な助言をまとめている⁴⁴。

- 学内の意思決定プロセスや質保証活動に学生をどのように参画させるかを戦略としてまとめ、高等教育機関と学生代表組織(学生団体)の間で学生参画に関する合意書を締結すること

⁴⁴ QAA. (2018). *UK Quality Code for Higher Education, Advice and Guidance: Student Engagement*.
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/advice-and-guidance-student-engagement.pdf?sfvrsn=6224c181_2

- 学生の実質的な参画を確保するため、意思決定組織に学生代表を他のメンバーと対等な立場で迎えるとともに、学生の意見を幅広く収集するための仕組みを適切に構築すること
- 学内の様々なレベルの意思決定組織に学生代表を適切に配置するよう支援するとともに、学生代表の役割について理解を深めるための学生向け研修を実施すること

また、QAA の質・基準レビュー(p.35)においても、受審機関に在籍する学生が学生意見書(student submission)を作成するほか、訪問調査時にレビューチームとの面談に参加する形で、質保証プロセスに関与している。

1-3. 外部質保証

イングランドでは OfS が管理する高等教育機関登録制度の一部として、QAA による「質・基準レビュー」(Quality and Standards Review)が行われており、登録を希望する高等教育機関を対象に質と基準に関する登録要件に基づく評価が行われている。

また、外部質保証として OfS による「教育卓越性・学習成果評価枠組」(TEF)が行われている。TEF は 2019年から高等教育機関登録制度において機関の新規登録及び登録継続の要件を満たしていることを客観的に証明する役割も担うようになった。

1-3-1. 質・基準レビュー

表20 質・基準レビューの概要

質・基準レビュー(Quality and Standards Review)	
実施主体	OfS からの委託を受け、QAA が実施
評価の目的	OfS が高等教育機関登録制度において機関の新規登録及び登録継続の可否を判断する根拠の提供
周期	問題がある機関には随時実施(OfS のモニタリングで問題が見つかった機関に対するレビュー)。加えて、登録機関は毎年OfSが少数の高等教育機関を無作為抽出して実施するサンプル調査の対象となる場合がある。
評価基準	クオリティ・コード(コアプラクティスのみ)

質・基準レビューでは、QAA は各高等教育機関がクオリティ・コードのコアプラクティス(表16、p.30)に適合しているか否かを判断する。そして OfS は、質・基準レビューの結果を基に、各高等教育機関が OfS の高等教育機関登録制度の登録要件B(すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学習成果)に含まれるB1、B2、B4、B5の各要件(表21)を満たしているかどうかを判断する。

質・基準レビューは機関別レビューであり、高等教育機関登録制度への新規登録機関向けと、登録済機関のうち OfS のモニタリングで問題等が見つかった機関向けの2種類がある。

表21 質・基準レビューの結果が参照される高等教育機関登録簿の登録要件

B1	高等教育機関は、すべての学生に質の高い学術体験を提供するとともに、学生の学習成果が信頼できる方法で測定できるように入念に設計されたコースを提供しなければならない。
B2	高等教育機関は、すべての学生が、入学から修了までを通して、高等教育で成功を収めその恩恵を享受できるよう、必要な支援を提供しなければならない。
B4	高等教育機関は、学生に授与した資格が、授与時点及び授与後も継続的に、高等教育業界で認められた基準に沿った価値を有することを確保しなければならない。
B5	高等教育機関は、高等教育資格枠組のレベル4以上に示される学術基準を満たすコースを提供しなければならない。

【評価の実施体制・プロセス】

質・基準レビューは、QAA が任命した外部専門家からなるレビューチームにより実施される。レビュー対象となる高等教育機関の特性に合わせて各レビューチームの規模と構成が調整される。当該高等教育機関が提供するコースの学問分野の専門家のほか、通常、学務支援や質保証等に知見を有する者、学生団体の代表者もレビューチームに加わる。QAA のスタッフは、レビュープロセスの調整のほか、レビューチームと高等教育機関の間の連絡役を果たす。

高等教育機関登録制度の新規登録機関向けのレビューの所要期間は対象機関から QAA への書類提出を起点とすると通常14週間(約3か月半)となっている(表22)。また、登録済機関向けのレビューについては、問題が見つかった箇所に焦点があてられるという性質上、レビューの所要期間は対象機関により異なる。

表22 新規登録高等教育機関向けのレビュープロセス

活動	実施時期	内容
準備段階		高等教育機関が QAA にレビューに必要な情報を提出。 QAA と高等教育機関がレビューに関し個別の事前協議。 QAA がレビューチームを編成し、高等教育機関との間でレビューの日程等を確定。高等教育機関がレビュー実施手数料を納付。
提出書類	第 0 週	高等教育機関が提出書類と根拠資料をアップロード。当該機関の在学生が学生意見書をアップロード(学生意見書は訪問調査開始1週間前までならいつでも提出可)。
初期評価	第 2 週まで	レビューチームが初期評価(提出書類に基づく書面調査)を実施し、追加の根拠資料の要否を検討。
根拠資料の追加提出	第 4 週まで	高等教育機関が追加の根拠資料をアップロード。
分析と訪問調査の詳細策定	第 6 週まで	レビューチームが追加の根拠資料を分析。必要に応じて追加で助言を求める。訪問調査の詳細を決定。
訪問調査	第 9 週まで	レビューチームが高等教育機関へ訪問調査。
レビュー報告書案の作成	第 11 週まで	レビュー報告書案を高等教育機関に送付。
高等教育機関からのコメント	第 12 週まで	高等教育機関がレビュー報告書案に対するコメントを提出。
最終報告書	第 14 週まで	QAA がレビュー報告書の最終版を OfS に提出。

【評価結果及び結果の公表】

レビューチームはコアプラクティスの項目ごとに「コアプラクティスに適合している」(「meets the Core practice」)または「コアプラクティスに適合していない」(「does not meet the Core practice」)の判定を下す。あわせて、レビューチームはエビデンス等に基づいて、各項目の判定の信頼性がどの程度であるか

を高(high)・中(moderate)・低(low)の3段階で提示する。その後、レビュー報告書は QAA から OfS に提出され、登録の可否についての検討が行われる。新規登録機関の場合は、OfS が当該高等教育機関の登録可否を決定したのち、レビュー報告書が QAA のウェブサイトにて公表される。登録済機関の場合は、レビュー結果は公表されない。

[QAA のレビュー報告書掲載ページ]

<https://www.qaa.ac.uk/reviewing-higher-education/quality-assurance-reports>

1-3-2. 教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)

表23 教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)の概要

教育卓越性・学習成果評価枠組 (Teaching Excellence and Student Outcomes Framework : TEF)	
実施主体	OfS
評価の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の進路選択に関する情報提供 ・ 教育重視志向の醸成 ・ 教育の卓越性の承認と報奨 ・ 産業界からの学生の知識、スキル、理解に対する需要への対応
周期	高等教育機関が提供するデータの年数によって評価結果の有効期間が1～3年間の中で決定される。
評価基準	TEF独自の評価基準

教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)は、イングランドを中心に OfS が実施する機関別の評価制度であり⁴⁵、2016年に教育省(当時)により導入された。高等教育機関の受審は任意であるが、2019年8月1日以降は、OfS の高等教育機関登録制度の継続登録要件(要件B6)として、TEF の受審が求められることとなった。これにより、高等教育機関登録制度に登録済のイングランドの高等教育機関で、高等教育のコースに500人以上の学生が在籍するものは TEF の受審が事実上必須となった。

TEF は英国の各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を、「色」による格付け(金、銀、銅)を通じて明らかにすることで、学生の大学進学先の選択等に役立つ情報を提供する。また、格付けの「色」を問わず TEF の称号を獲得した機関は授業料の引き上げが可能となるというインセンティブを提供することによって、各機関に競争を促している。

【評価の観点】

TEF の評価の観点は、「教育の質」(Teaching Quality)、「学習環境」(Learning Environment)、「学生の成果及び学習の効果」(Students Outcomes and Learning Gain)の3つの観点及び指標(metric)で構成される(表24)。複数の指標の下に集められたエビデンスを用い、判定基準(criteria)に照らして格付けされる。指標に関するデータの情報源として、例えばコースの教育の質については全国学生調査(National Student Survey : NSS)、学生定着率については HESA 等のデータ、就職・進学状況については就職状況調査(Destinations of Leavers from Higher Education survey : DLHE)の結果が用いられる。

⁴⁵ なお、TEF では 2018-19 年まで毎年機関別評価が行われてきたが、次回からは分野別評価が導入される予定である。これに伴い、次回の評価実施期間はこれまでの1学年度から2学年度へ伸び、2019-20年度と2020-21年度にわたって実施される。

表24 TEF の評価基準

観点	コア指標	データの情報源
教育の質	コースの教育内容に対する学生満足度	全国学生調査
	成績評価と指導教員からのフィードバックに対する学生満足度	全国学生調査
学習環境	学習支援に対する学生満足度	全国学生調査
	学生定着率	HESA 及び学生の個別学習記録
学生の成果及び学習の効果	就職または進学の状態	就職状況調査(修了後6か月の修了者を対象)
	高度技能職への就職または進学の状態	就職状況調査(修了後6か月の修了者を対象)

※以上のコア指標のほか、補足指標(Supplementary Metrics)が設定されている。

【評価実施体制・プロセス】

2018-19年の実施回(TEF Year 4)では、以下のプロセスで実施された。

- ① 評価グループ(3名程度)による高等教育機関の審査
- ② 評価員全員が一堂に会し、1グループの規模を拡大して(9名程度)審査を実施。TEF パネルへの提言を作成。
- ③ 評価グループからの提言を受け、TEF パネルが格付けを最終判定。

【評価結果】

TEFの実施2年目に当たる2016-17年(TEF Year 2)から、評価結果を基に上から金(TEF Gold)、銀(TEF Silver)、銅(TEF Bronze)の格付けを添えてTEFの称号が付与されることとなった。また、称号付与の要件を満たしているものの、格付けに必要なデータが不十分であった場合は、条件付きのTEFの称号(Provisional Awards)が付与される。格付けの分布として、参加機関の20-30%が金、50-60%が銀、20%が銅となることが想定されているが、この分布に収めるために格付けの判断が左右されることはない⁴⁶。TEFの称号の有効期間は1~3年であり、基本的に有効期間の長さは高等教育機関がTEFの評価に用いられるデータを何年分用意できたかにより決定される(例:用意できたデータが1年分の場合、称号の有効期間は1年間)。

評価結果はOfSのウェブサイトをはじめ、大学入学情報を提供するUCASやUnistatsのウェブサイトで公開され、学生が進学先を決定する際に参照されている。

[OfSの評価結果掲載ページ]

<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/teaching/tef-outcomes/#/tefoutcomes/>

【評価結果の活用】

格付けの「色」(金、銀、銅、条件付き)を問わず、TEFの称号を獲得したイングランドの高等教育機関は、授業料の上限を引き上げることができる⁴⁷。

⁴⁶ 2020年3月18日時点で、計288機関(金77、銀136、銅61、条件付き14)がTNEの称号を保持している。

⁴⁷ 設定可能な授業料の額は、TEFの称号獲得有無のほか、OfSの高等教育機関登録制度での登録カテゴリーによっても異なる。表18(p.32)参照。

1-4. その他の評価

1-4-1. 国境を越えた教育(TNE)のレビュー

【実施主体、評価の目的】

国境を越えた教育(Transnational Education : TNE)⁴⁸のレビューとは、ブランチキャンパス、協定校、遠隔教育等を通じて英国外で提供されている英国の高等教育について、QAA が学術的な質と基準を保証し、さらなる改善を促すための評価プロセスである。主な目的は、受入国の政府、関係団体、学生に対し英国の高等教育の質を保証し、相互理解や信頼を高める機会を提供することである。TNE レビューは、英国大学協会(Universities UK : UUK)及び高等教育カレッジ連合(GuildHE)からの委託を受け、QAA が実施している。

【評価の周期、基準、実施体制】

毎年一つの国(または地域)がレビューの対象として選定される⁴⁹。レビューではクオリティ・コードの期待事項、特に他機関との連携に関する原則を遵守しているかの確認が行われる。評価チームは QAA によって選出された3人の同業者・同僚(ピア)で構成され、QAA の国際レビューマネージャーが監督する。

【プロセス】

はじめに、レビュー対象国・地域における英国の TNE の規模を把握するため、当該国・地域にあるすべての英国学位授与機関を対象に調査が行われる。当該国・地域での英国の TNE の規模が大きい場合には、この調査の結果等を基に代表的な高等教育機関がレビューのサンプルとして選出され、その後の書面調査・訪問調査を受けることとなる。選出の際には、当該機関が提供する高等教育資格のレベル、英国内のキャンパスの所在地域、優良事例等が考慮される。書面調査は高等教育機関からの提出書類を基に行われ、追加書類の要求が必要か、そして英国またはレビュー対象国のどちらでレビューのための訪問調査が行われるか決定される。遠隔地の場合は訪問調査の代わりにビデオ会議が実施されることもある。訪問調査の対象数は、平均的に英国にある本キャンパスから2機関、受入国にある海外キャンパスから8～10機関が想定されている。

なお、上記のレビューに加え、TNE の課題や国際共同教育プログラムといった特定のテーマに関するケーススタディも同時並行で実施される。

【評価結果およびその活用】

最終的に、対象国の概要をまとめた報告書、各高等教育機関の TNE 質保証評価書、ケーススタディ報告書の3つのレビュー報告書がまとめられ、QAA のウェブサイトで公表される。レビューの開始から報告書の公表までの所要期間は、通常34週間(約7か月半)となっている。

[QAA の TNE 評価結果掲載ページ]

<https://www.qaa.ac.uk/international/transnational-education-review>

⁴⁸ 英国の大学が国外で提供する英国高等教育の規模(地域・国別学生数等)については、p.13を参照。

⁴⁹ 近年では、香港(2018年)、アイルランド(2017年)、ギリシャ及びキプロス(2015年)を対象に TNE レビューが実施された。

1-4-2. 研究評価

【実施主体、評価の目的、周期】

英国の高等教育機関で実施される研究を評価する仕組みとして、研究卓越性枠組 (Research Excellence Framework: REF) が実施されている。1986年に始まった研究評価 (Research Assessment Exercise: RAE) の経験を踏まえて、REF は2014年に導入された。

REF は、英国の高等教育全体としての継続的な研究基盤づくりを目指して、研究への公費投入に対する説明責任を果たすこと、研究の実績や評判を測る物差しとなる情報を高等教育界や社会に提供すること、そして選択に基づく研究費の配分について周知することを目的に実施される。実施主体は英国の4つの資金配分機関 (Research England、Scottish Funding Council、Higher Education Funding Council for Wales、Department for the Economy, Northern Ireland) であり、実際の評価プロセスは各分野の研究者等の専門家が担う。研究費の大半については、REF の評価結果を基に配分が決定される。周期は概ね6年とされており、第1回のREFは2013年から2014年にかけて実施された。次回 (第2回) のREFは2020年から2021年にかけて実施される予定である。

【評価実施体制・プロセス】

REF の実施体制では、4つの学問領域別の評価委員会の下に、34の分野 (Unit of Assessment: UoA) ごとの評価部会が編成される。評価を担当する専門評価員には、豊富な知見を有する研究者のほか、民間や行政等の業務で大学の研究を利用する者、海外の有識者が招聘される。高等教育機関は分野 (UoA) ごとに書類を提出して評価を受ける。

【評価基準】

専門評価員は、高等教育機関から提出された書類ごとに、以下の3つの要素を評価する (表25)。

表25 REF2021 における評価の要素、指標及びウェイト

要素	指標	評価結果に占める割合 (ウェイト)
研究のアウトプット (Outputs)	独創性、重要性、厳密さ	60%
研究の社会へのインパクト (Impact)	到達度、重要性	25%
研究環境 (Environment)	活力、持続可能性	15%

【評価結果及びその活用】

評価結果は、研究活動の質について4つ星 (4*: world-leading)、3つ星 (3*: internationally excellent)、2つ星 (2*: recognised internationally)、1つ星 (1*: recognised nationally)、1つ星に満たない分類不可 (Unclassified) の5段階で表される。各高等教育機関の分野ごとに、要素別結果 (各要素の5段階の構成比率) 及び総合結果 (3要素を総合し各要素のウェイトを加味した5段階の構成比率) が公表される。

(例) A大学の臨床医学分野の総合結果は、[4*]15%、[3*]35%、[2*]39%、[1*]11%、[分類不可]0%。

評価結果は REF のウェブサイトに掲載される。研究費の大半については、REF の評価結果を基に高等教育機関への配分が決定される。

[REF 2014 評価結果掲載ページ]
[https://results.ref.ac.uk/\(S\(t2jctciq4eekullq1qyjbvbrn\)\)/](https://results.ref.ac.uk/(S(t2jctciq4eekullq1qyjbvbrn))/)

1-4-3. 職能団体等による専門職教育アクレディテーション

高等教育機関では、工学、法学、建築学、医学等の分野において専門資格や職業資格の取得に結び付く教育プログラムを提供している場合もある。このような場合、関係職能団体・法規制団体・監督団体 (Professional, regulatory, or statutory body) による評価を受審して、当該プログラムが専門基準を満たしているか適格認定 (accreditation) を受ける仕組みがある。実施団体として、例えば医学分野における General Medical Council (GMC)、機械工学分野における Institution of Mechanical Engineers (IMechE) がある。

職能団体等では特定の職業への就職に必要な基準の策定や免許の交付を行っているため、適格認定を受けたプログラムは、関連団体により職業訓練の第一段階として正式に認められるほか、当該プログラムの修了をもって資格試験が免除されるケースがある。

[英国の高等教育コースを評価する関係職能団体・法規制団体・監督団体のリスト]
https://www.hesa.ac.uk/collection/c19061/accreditation_list

2. 質保証機関の概要：高等教育質保証機構(QAA)

英国高等教育質保証機構(QAA)は、英国の代表的な高等教育質保証機関であり、英国内のすべての地域で高等教育の質保証に携わっている。イングランドにおいては教育大臣の指定機関として、OfS の高等教育機関登録制度における登録要件の審査の一部である「質・基準レビュー」を実施している(p.35参照)。

表26 QAA の概要(2020年3月現在)

機関名	高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)
組織の性格	独立機関。有限会社の法人格を有し、税制上の優遇措置を受ける慈善団体。
設立年	1997年
使命	英国の高等教育(国外で提供される英国高等教育を含む)の基準を保持し、質を改善すること
所在地	【本部】グロスター(イングランド) 【支部】グラスゴー(スコットランド)、カーディフ(ウェールズ)、ロンドン(イングランド)
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会(Board)：17名の委員(学生1名及び全国学生ユニオンの代表者1名含む) ・ 機構長(Chief Executive) ※組織体制の詳細： https://www.qaa.ac.uk/about-us
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国の高等教育基準の策定・管理(クオリティ・コードの開発等) ・ 高等教育進学準備課程ディプロマの基準の策定・管理 ・ 質と基準に関する大学、カレッジ、高等教育関連機関、政府への助言・支援 ・ 学位授与権、大学名称使用権の申請に対する政府への助言 ・ 英国の高等教育(国外で提供される英国高等教育を含む)のレビューの実施と報告書の公表 ・ 高等教育の学術基準と質に関する意見申立て・懸念事項に対する調査 ・ 高等教育機関の内部質保証活動支援のためのトレーニング、ガイダンス等 ・ 英国及び国際的な高等教育の質保証の発展のためのコンサルティング、トレーニング、国際的なサービス活動
国際組織加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州高等教育質保証協会(ENQA) ・ 高等教育質保証機関の国際ネットワーク(International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education: INQAAHE) ・ 米国高等教育ア krediteーション協議会国際質グループ(CHEA International Quality Group: CIQG)
ウェブサイト	https://www.qaa.ac.uk/en

《参考文献：第3章》

※特記がない限り下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2020年3月10日最終アクセス。

- 秦由美子 (2010) 「第6章 英国における高等教育制度と大学の設置形態」『大学の設置形態に関する調査研究』, pp. 131-178, 国立大学財務・経営センター研究報告第13号
<https://www.niad.ac.jp/media/001/201802/ni007007.pdf>
- Department for the Economy. *Higher education quality assurance*.
<https://www.economy-ni.gov.uk/articles/higher-education-quality-assurance>
- Department for the Economy. (2019). *Guidance on the 2019-20 Annual Provider Review (APR)*.
<https://www.economy-ni.gov.uk/sites/default/files/publications/economy/APR%20guidance%20for%20Northern%20Ireland%202019-20.pdf>
- Department for the Economy, hefcw, Research England & Scottish Funding Council. (2019). *REF 2021 Guidance on submissions*.
https://www.ref.ac.uk/media/1092/ref-2019_01-guidance-on-submissions.pdf
- Department for Education. (2017). *Higher Education and Research Act: detailed impact assessments*.
http://www.legislation.gov.uk/ukia/2017/182/pdfs/ukia_20170182_en.pdf
- Department for Education. (2017). *Teaching Excellence and Student Outcomes Framework Specification*.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/658490/Teaching_Excellence_and_Student_Outcomes_Framework_Specification.pdf
- European Commission. Eurydice, *United Kingdom - England, Quality Assurance in Higher Education*.
<https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-higher-education-77-en>
- GOV. UK. *Apply online for student finance*.
<https://www.gov.uk/apply-online-for-student-finance#more-information>
- GOV. UK. *Student finance*.
<https://www.gov.uk/student-finance/new-fulltime-students>
- GOV. UK. *Student Loans Company*.
<https://www.gov.uk/government/organisations/student-loans-company/about#responsibilities>
- hefcw. *Gateway Quality Review: Wales*.
https://www.hefcw.ac.uk/policy_areas/learning_and_teaching/gateway_quality_review.aspx
- hefcw. (2019). *External quality assurance review*.
https://www.hefcw.ac.uk/documents/publications/circulars/circulars_2019/W19%2023HE%20Annex%20A%20External%20Quality%20assurance%20review.pdf
- hefcw. (2019). *Quality Assessment Framework for Wales*.
https://www.hefcw.ac.uk/documents/policy_areas/learning_and_teaching/QAF%20July%202019.pdf
- HESA. *KIS record 2012/13*.
https://www.hesa.ac.uk/collection/c12061/psrb_faq
- OfS. *Access and participation plans*.
<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/promoting-equal-opportunities/access-and-participation-plans/fee-limits/>
- OfS. *Conditions of registration*.
<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/conditions-of-registration/>
- OfS. (2018). *Guide to the Office for Students Register and registration*.
<https://www.officeforstudents.org.uk/media/9edafae6-d307-4545-b520-87373e441bcf/registration-media-explainer-july-2018.pdf>
- OfS. (2019, June 19). *Office for Students announces results of TEF 2019*.
<https://www.officeforstudents.org.uk/news-blog-and-events/press-and-media/office-for-students-announces-results-of-tef-2019/>
- OfS. (2018). *Securing student success: Regulatory framework for higher education in England*.
https://www.officeforstudents.org.uk/media/1406/ofs2018_01.pdf
- OfS. (2018). *Teaching Excellence and Student Outcomes Framework: Year Four procedural guidance*.
https://www.officeforstudents.org.uk/media/da96d15a-97e6-4732-a2f5-cb2473633932/ofs2018_45.pdf
- OfS. *The OfS Register*.
<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/the-register/the-ofs-register/>
- OfS. *What can registered providers do?*
<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/what-can-registered-providers-do/>
- OfS. *What is the TEF?*
<https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/teaching/what-is-the-tef/>

- QAA. *About us.*
<https://www.qaa.ac.uk/about-us>
- QAA. *International memberships.*
<https://www.qaa.ac.uk/international/memberships>
- QAA. *Our board.*
<https://www.qaa.ac.uk/about-us/how-we-re-run/our-board>
- QAA. *Our work.*
<https://www.qaa.ac.uk/en/about-us/what-we-do/our-work>
- QAA. *Our work in Northern Ireland.*
<https://www.qaa.ac.uk/about-us/where-we-work/our-work-in-northern-ireland>
- QAA. *Professional, Statutory and Regulatory Bodies.*
<https://www.qaa.ac.uk/about-us/who-we-work-with/professional-statutory-and-regulatory-bodies>
- QAA. (2018). *QAA Annual Report and Financial Statements 2017-18.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/about-us/qaa-annual-report-and-accounts-2017-18.pdf?sfvrsn=7d7ac081_6
- QAA. (2019). *Quality and Standards Review for Providers Applying to Register with the Office for Students: Guidance for Providers.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/guidance/quality-and-standards-review-guidance-for-providers.pdf?sfvrsn=73cfe81_22
- QAA. (2019). *Quality and Standards Review for Providers Registered with the Office for Students: Guidance for Providers.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/guidance/quality-and-standards-review-for-registered-providers-guidance.pdf?sfvrsn=4ccdc281_14
- QAA. (2019). *Transnational Education Review Handbook.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/international/tne-review-handbook-2019.pdf?sfvrsn=4d62f481_18
- QAA. *Types of review.*
<https://www.qaa.ac.uk/reviewing-higher-education/types-of-review>
- QAA. (2018). *UK Quality Code for Higher Education, Advice and guidance: Monitoring and evaluation.*
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/advice-and-guidance-monitoring-and-evaluation.pdf>
- QAA. (2018). *UK Quality Code for Higher Education, Advice and Guidance: External expertise.*
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/advice-and-guidance-external-expertise.pdf>
- QAA. *Where we are based.*
<https://www.qaa.ac.uk/about-us/working-for-qaa/where-we-re-based>
- QAA Scotland. *Enhancement-led Institutional Reviews.*
<https://www.qaa.ac.uk/scotland/en/reviewing-higher-education-in-scotland/enhancement-led-institutional-review>
- REF 2021. *Guide for research users.*
<https://www.ref.ac.uk/about/guide-for-research-users/>
- REF 2021. *What is the REF?*
<https://www.ref.ac.uk/about/what-is-the-ref/>
- Research England. *How we fund research.*
<https://re.ukri.org/research/how-we-fund-research/> (2019年7月26日最終アクセス)
- Scottish Funding Council. *Quality in Scotland's universities.*
<http://www.sfc.ac.uk/quality/quality-universities/quality-universities.aspx>
- Scottish Funding Council. (2017). *Scottish Funding Council guidance to higher education institutions on quality from August 2017-22.*
http://www.sfc.ac.uk/web/FILES/guidance_sfcgd112017/SFCGD112017-SFC-guidance-HE-institutions-quality.pdf
- The Privy Council Office. *Higher education.*
<https://privycouncil.independent.gov.uk/privy-council-office/higher-education/>
- UKSCQA & QAA. (2018). *The revised UK Quality Code for Higher Education.*
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/revised-uk-quality-code-for-higher-education.pdf?sfvrsn=4c19f781_8

